

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
901	神戸市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神戸市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務(定期の予防接種等および特定の任意予防接種(※)に関する事務ならびに予防接種健康被害に対する救済事務)を行っている。 (※)「任意予防接種」とは予防接種法に基づかない接種をいう。 [取扱いの対象となる予防接種の種類] ・予防接種法第5条第1項の規定による定期の予防接種 ・予防接種法第6条第1項または第3項の規定による臨時の予防接種 ・神戸市行政措置予防接種実施要領に定める特定の任意予防接種(以下「行政措置予防接種」という。) ・新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種 (1)予防接種対象者のリスト作成等 一定の時点において予防接種の対象になる者を神戸市の住民記録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し、リスト(個人番号は含まない。)を出力する。出力したデータは業務委託している事業者に引き渡して予防接種券または個別勧奨案内文として印刷し、封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し、郵便事業者に持ち込む。1回当たりの対象者が少数の場合は市職員が市庁舎内部のプリンターにて予防接種券または個別勧奨案内文(個人番号は含まない。)を作成する。 (2)予防接種実施依頼書等の発行 被接種者本人または代理人からの申請(個人番号は含まない。)に基づき、神戸市外の自治体もしくは医療機関で定期の予防接種をする場合、または神戸市内で予防接種実施契約を結んでいない医療機関(当該医療機関が加盟する医師会等の団体が契約を結んでいる場合は除く。)で定期の予防接種をする場合、市が住民データ(個人番号を含む。)と突合し対象者であることを確認したうえで、予防接種実施依頼書または連絡票(以下「実施依頼書等」という。個人番号は含まない。)を作成し、発行する。 (3)予防接種記録の管理 自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種の接種券もしくは予診票等(以下「接種券等」という。個人番号は含まない。)を委託事業者が回収し、「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合して予防接種記録として登録する。登録後は、接種券等を電子データ化したものを市に納品する。自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種のうち、還付請求の対象となるもの場合、市職員が直接同システムに入力する。 住民の転入があった場合は、転入元の自治体から提供される予防接種記録の受入を行い、上記と同様に同システムで予防接種記録を管理する。 (4)健康被害の救済 予防接種を受けた者が、疾病にかかり、または障害の状態になり、または死亡した場合において、本人または代理人(以下「本人等」という。)の申請(本人の個人番号を含む。 但し市が個人番号と突合できる場合は記載は必須ではない。)に基づき、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種、臨時の予防接種もしくは行政措置予防接種を受けたことによる場合と神戸市長または厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令及び神戸市予防接種健康被害に対する救済措置要綱に基づき給付を行う。その記録は「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合し接種履歴とともに管理する。 (5)被接種者・医療機関への予防接種料金の支払 予防接種料金を被接種者または医療機関が負担した場合、市の要綱または医療機関との予防接種実施契約に基づき、市が当該予防接種料金の全部または一部を支払う。こうべ健康いきいきサポートシステムを使うが、個人番号は使用しない。 (6)番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び同法第22条第1項に基づき、神戸市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、予防接種記録に係る特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。 (7)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年3月31日以前の接種記録等を登録、管理する。 ・接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
②事務の内容 ※	
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	こうべ健康いきいきサポートシステム
②システムの機能	(1)予防接種の対象者を抽出し、対象者リストの作成や予防接種券・個別勧奨案内文を発行し、その発行履歴を管理する。 (2)実施依頼書等を発行し、その発行履歴を管理する。 (3)予防接種記録の取り込み・入力処理を行い、接種記録を管理する。 (4)予防接種の健康被害者の記録を管理する。 (5)被接種者・医療機関に予防接種料金を支払うためのデータを作成する。 (6)法令や国・兵庫県の指示により、国・県に接種者数等を報告するデータを作成する。 (7)番号法に基づき他機関と情報連携を行うためのデータを作成する。 (8)予防接種分野の他、成人健診、母子保健事務等を処理する。 (9)予防接種、成人健診、母子保健事務等に係る統計データを管理し、抽出分析する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	各業務システム間での庁内情報移転のための情報連携システムである。 ※情報連携は各業務システム専用のエリアを経由しファイル単位で行われ、連携対象のデータと業務システムの対応をあらかじめ業務間連携システムに設定しておくことで、設定対象外の業務システムへのデータ提供はできない仕組みとなっている。 (1) 参照用住記データベース機能: 各業務システムが参照する住記副本データベース機能。既存住記システムから3分毎に連携される住民異動情報により更新する。 (2) 既存システム連携機能: 中間サーバーへの連携情報について、各業務システムから統合宛名システムへ中継する機能。各業務システム間の情報連携を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ こうべ健康いきいきサポートシステム ）
システム3	
①システムの名称	統合宛名システム(宛名システム等)
②システムの機能	(1) 統合宛名番号付番機能: 統合宛名システムは、中間サーバーと情報連携するために団体内の宛名情報を業務横断的に統一し、個人を一意にする統合宛名番号を付番する。 (2) 宛名情報等管理機能: 統合宛名システムにおいて宛名情報等を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。統合宛名システムを利用するための認証機能、個人情報保護対策及び各種ログ管理を行う。 (3) 中間サーバー連携機能: 中間サーバーまたは中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 (4) 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバーシステム ）

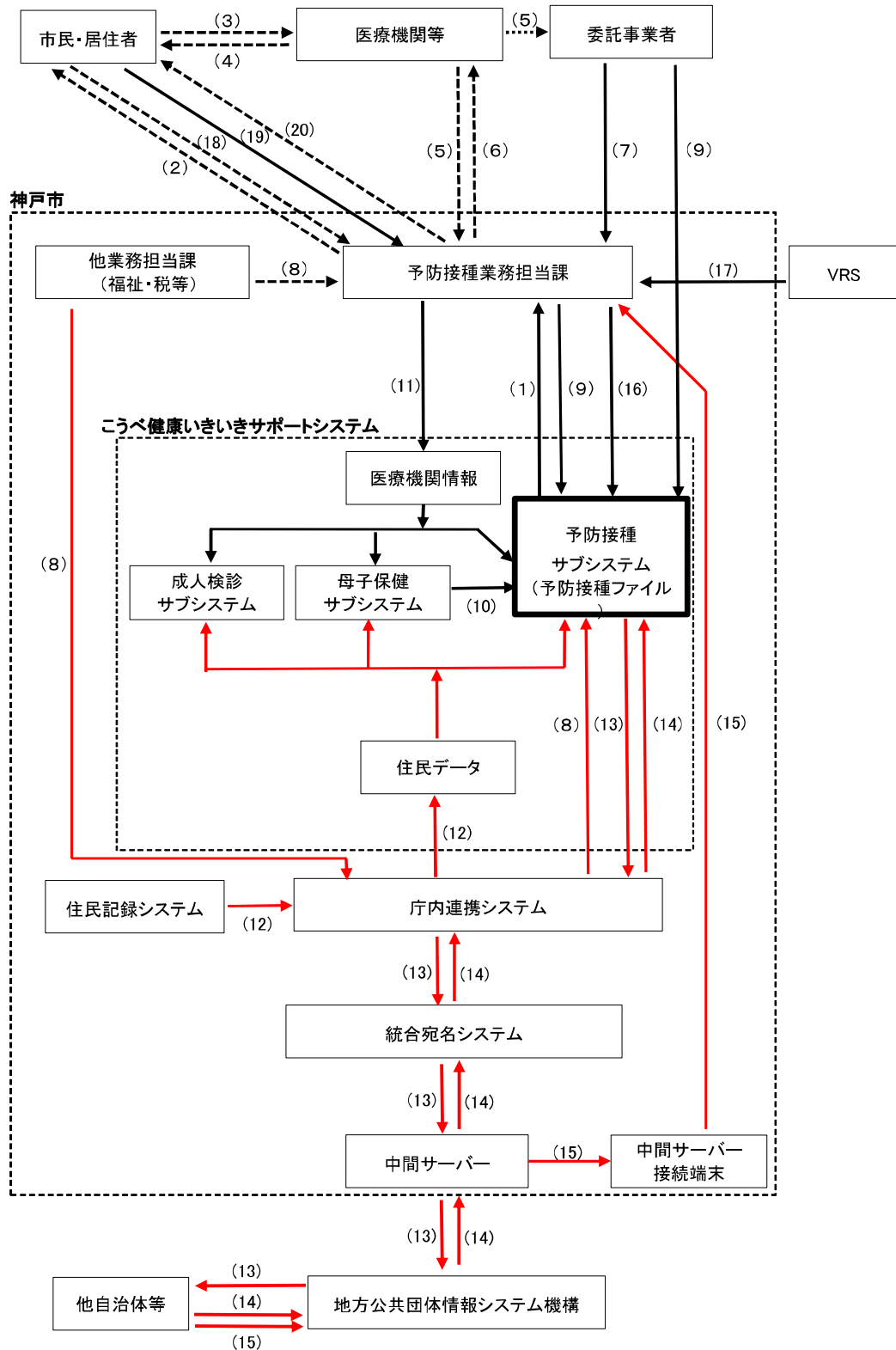
システム4	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	(1) 符号管理機能： 情報照会、 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、 情報保有機関内で個人を特定するために用いる「団体内統合宛名番号」とをひも付け、 その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能： 情報提供ネットワークシステムを介して、 特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 (3) 情報提供機能： 情報提供ネットワークシステムを介して、 情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能： 中間サーバーと、 団体内統合宛名システム及び庁内連携システムとの間で情報照会内容、 情報提供内容、 特定個人情報(連携対象)、 符号取得のための情報等について連携するための機能。 (5) 情報提供等記録管理機能： 特定個人情報(連携対象)の照会、 または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、 管理する機能。 (6) 情報提供データベース管理機能： 特定個人情報(連携対象)を副本として、 保持・管理する機能。 (7) データ送受信機能： 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、 情報提供、 符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) セキュリティ管理機能： 暗号化・復号機能と、 鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能： 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 (10) システム管理機能： バッチの状況管理、 業務統計情報の集計、 稼動状態の通知、 保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・令和6年3月31日以前の接種記録の管理 ・令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種法等関連法令に基づき、予防接種記録を確実に管理するとともに、予防接種時期に応じた対象者、既接種者及び未接種者を正確に把握するため。また、被接種者等に接種料を助成する事務を効率化するとともに、健康被害が生じた場合に迅速に救済を図るため。
②実現が期待されるメリット	(1)市民の予防接種記録に関する問合せに迅速かつ正確に答えられる。 (2)予防接種対象者の抽出を迅速かつ正確に行うことにより、接種要件の誤りを未然に防ぐ。 (3)予防接種未接種者への個別勧奨を行うことにより、接種率を向上させ、当該感染症の蔓延を防止できる。 (4)被接種者等への接種料助成事務が効率化され、市民サービスの向上になる。 (5)健康被害が生じた場合に、接種状況を確認し、迅速かつ的確な救済が図れる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の14,126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局保健所保健課
②所属長の役職名	保健課長(予防衛生担当)
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

1. 予防接種の実施及び接種履歴の管理

→ はオンライン電子データの流れ。 ---> は紙媒体、USB等の媒体、他。 赤線は個人番号/対応符号を含む。

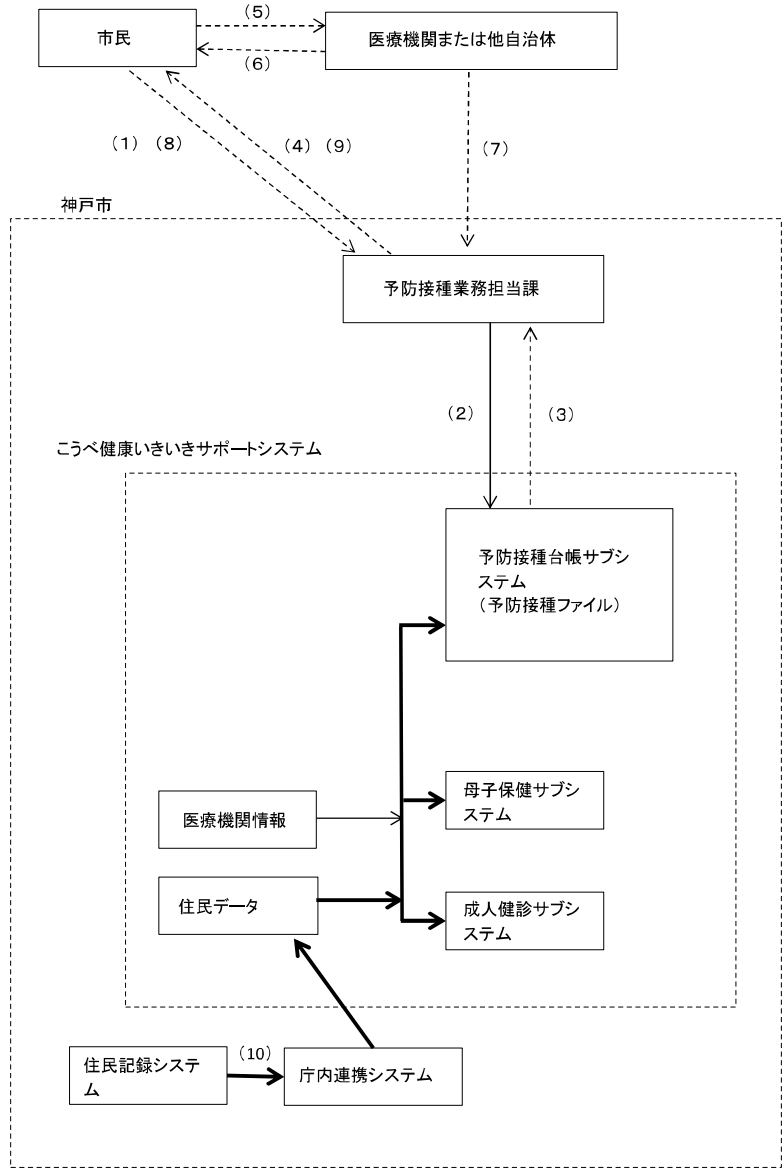


(備考)

- (1) 予防接種対象者リストの抽出
- (2) 接種券の交付, 予防接種番号の通知
- (3) 接種券等の提出
- (4) 予防接種の実施
- (5) 接種券等の提出と予防接種料の請求
- (6) 予防接種料の支払い
- (7) 予防接種券・電子データの納品
- (8) 住民票関係情報(庁内連携システムに未反映の場合), 市税関係情報, 障害者福祉関係情報, 生活保護・社会福祉関係情報, 介護保険料段階情報、震災特例等対象者情報
- (9) 接種券等記載事項の入力
- (10) 母子手帳番号情報
- (11) 医療機関情報の入力
- (12) 個人番号, 住民票関係情報
- (13) 転出者にかかる予防接種実施情報
- (14) 転入者にかかる予防接種実施情報
- (15) 地方税関係情報および住民票関係情報
- (16) (15)の入力
- (17) 新型コロナワクチン接種証明書の出力
- (18) 新型コロナワクチン接種証明書の申請(紙)
- (19) 新型コロナワクチン接種証明書の申請(電子)
- (20) 新型コロナワクチン接種証明書の交付

2. 予防接種実施依頼書等発行事務(市外で予防接種を受ける場合など)

——> はオンライン電子データの流れ。 ---> は紙媒体、USB等。 太線は個人番号/対応符号を含む。

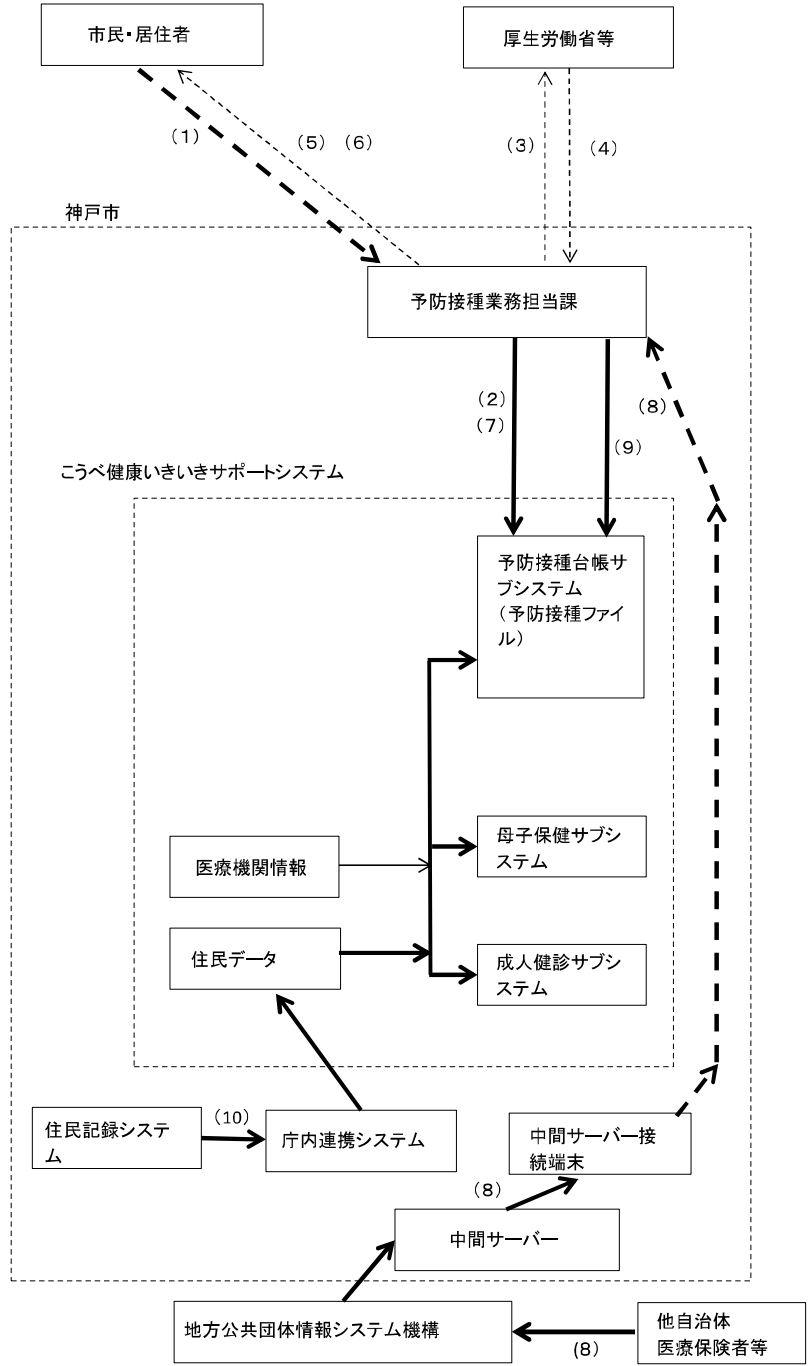


（備考）

- (1) 実施依頼書等発行依頼
- (2) 依頼者の住民データ・予防接種記録確認
- (3) 実施依頼書等の印刷
- (4) 実施依頼書等の郵送
- (5) 実施依頼書等の提出、予防接種料の支払い
- (6) 予防接種の実施
- (7) 実施依頼書等及び接種記録の郵送（以下、前掲の接種履歴の管理の流れ図により、パンチ事業者にて電子データ化され予防接種ファイルに入力される。）
- (8) 予防接種料の還付請求
- (9) 予防接種料の支払い（還付）
- (10) 個人番号、住民票関係情報

3. 予防接種健康被害救済事務

—> はオンライン電子データの流れ。 ---> は紙媒体、USB等。 太線は個人番号/対応符号を含む。



(備考)

- (1) 予防接種健康被害認定・給付申請(個人番号記載欄あり。但し記載は必須ではない。)
- (2) 住民データ・予防接種記録確認
- (3) 健康被害認定・給付申請(個人番号記載あれば塗りつぶし等で見えないようにする。)
- (4) 給付の認定
- (5) 給付の認定の通知
- (6) 給付(医療費・医療手当・障害年金等)の支払
- (7) 認定・給付記録の入力
- (8) 番号法別表第二の17の項に定める医療保険等の医療給付支給情報, 同18の項に定める地方税関係情報および住民票関係情報, 同19の項に定める障害を有する者に対する手当支給情報
- (9) (8)の入力
- (10) 個人番号, 住民票関係情報

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	(1) 神戸市に住民票登録がある者、またはかつて登録があった者。 (2) 神戸市に居住する、またはかつて居住していた、住民票登録がない者。
その必要性	予防接種記録の管理、対象者の抽出、接種勧奨及び接種の給付業務、健康被害の救済等を円滑に実施することにより、予防接種を広く普及させ、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、市民等の健康の保持に寄与するため。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (支払先口座情報等)
その妥当性	(1) 個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 (2) 4情報、その他住民票関係情報:対象者の接種日時点の年齢、住所地等を把握するために保有。 (3) 連絡先:対象者に申請書の記載漏れがあった場合などの確認・連絡をするために保有。 (4) 地方税関係情報:接種料が減免される対象者および予防接種健康被害救済の対象者を把握するために保有。 (5) 健康・医療関係情報:接種した予防接種の種類、ワクチン名、接種日、Lot.No.、健康被害情報等を把握するために保有。 (6) 医療保険関係情報:健康被害救済給付の支給調整のため、医療給付支給情報を保有。 (7) 児童福祉・子育て関係情報:対象者を正確に特定するため母子健康手帳番号情報を保有。 (8) 障害者福祉関係情報:障害要件に該当する者の範囲が特別に定められた予防接種において、要件に該当するか把握するために保有。また、健康被害救済給付の支給調整のため、障害を有する者に対する手当支給情報を保有。 (9) 生活保護・社会福祉関係情報:接種料が減免される対象者(生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付制度受給者、神戸市の公害被認定者)を把握するために保有。 (10) 介護・高齢者福祉関係情報:接種料が減免される市民税非課税世帯・生活保護受給者を証明する資料として該当する介護保険料段階情報を保有。 (11) 災害関係情報:震災特例等の対象者を把握し、費用負担額等を集計するために震災特例等対象者情報を保有。 (12) 支払先口座情報:被接種者や医療機関等に予防接種料の助成や健康被害救済にかかる給付を行うために保有。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年12月14日
⑥事務担当部署	健康局保健所保健課、各保健センター・各区保健福祉課、北神区役所保健福祉課、玉津支所

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 () [○] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [○] 民間事業者 () [○] その他 (医療保険者等)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()
③入手の時期・頻度	(1) 定期的に入手する事務 ア. 個人番号及び住民票関係情報: 庁内住民記録システム(既存住民基本台帳システム)より庁内連携システムを通じて、毎日オンラインで異動分(当初は全件)を入手。 イ. 健康・医療関係情報及び4情報等: 各医療機関より予防接種記録関係情報を記した紙の接種券等を原則月1回郵送で入手。個人番号は記載しないが、住民票関係情報を基に付番した予防接種番号や母子健康手帳番号を本人等に記載してもらう。 ウ. 介護保険料段階情報等: 予防接種料の自己負担金がある接種については、無料確認書類を被接種者本人が医療機関に提示し、医療機関が確認資料の種類を接種券等に記載する。自己負担減免になる市民税非課税世帯・生活保護世帯等については、所管課から介護保険料段階情報の該当者リストを電子記録媒体で入手する。無料確認書類がない場合は、被接種者が無料対象確認証の発行申し込みをし、委託事業者にて介護保険料段階情報の該当者リストを基に無料対象者確認証を発行する。 (2) 個別に対応する事務 ア. 他自治体から転入した市民の予防接種記録関係情報及び予防接種対象者の地方税関係情報については、当該自治体から情報提供ネットワークシステム経由または本人等より紙媒体で入手。 イ. 市税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報: 予防接種料自己負担減免になる要件を介護保険料段階情報等で確認できない場合に当該業務の専用端末から確認。 ウ. 児童福祉・子育て関係情報: 母子健康手帳情報をこうべ健康いきいきサポートシステム内の母子保健情報関連ファイルからシステム内連携で入手。 エ. 障害者福祉関係情報: 障害要件に該当する者の範囲が特別に定められた予防接種において、当該要件を確認するための情報を、福祉情報システムより連携することで確認。医療機関等で本人等が障害者手帳を提示した場合は、その旨を紙媒体で報告してもらい(個人番号は使用しない)、予防接種ファイルに入力する。 オ. 震災特例等対象者情報: 他自治体または対象者本人等より(既に評価実施機関の他部署が情報を入手している場合は本人等の承認のもとで当該部署より)紙媒体で入手。 カ. 予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合に、健康被害救済の給付の申請があった際に、申請にかかる情報(行政措置予防接種については個人番号は含まない。)を本人等より紙媒体で入手。 キ. 予防接種(行政措置予防接種を除く。)にかかる健康被害救済の場合、医療保険等の医療給付支給情報、地方税関係情報および住民票関係情報、障害を有する者に対する手当支給情報を、カ. による方法以外に当該業務の専用端末または中間サーバー接続端末(以下「専用端末等」という。)を通じて入手することがある。 ク. 神戸市に居住する住民登録がない者またはその代理人から予防接種の実施依頼があった場合に、本人等より4情報等(居住地の住所等を含む。)予防接種の実施に必要な情報を紙媒体で入手。 ケ. ク. の予防接種(行政措置予防接種を除く。)の実施依頼があった場合、予防接種実施情報、地方税関係情報および住民票関係情報を、ク. による方法以外に情報提供ネットワークシステムを通じて入手することがある。 コ. 神戸市長の依頼により、他自治体または未契約医療機関で予防接種を接種した者の接種記録関係情報を依頼先の自治体または医療機関より紙媒体で入手。

④入手に係る妥当性	(1) 予防接種記録関係情報については、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条に示されているとおり記録・保管する目的で、医療機関等より個人番号を含まない紙媒体で入手している。転入者の場合は安全性・正確性と事務効率を考慮し原則として情報ネットワークシステムを通じて入手し、それが困難な場合のみ個人番号を含まない紙媒体で入手する。 (2) 個人番号・住民票関係情報については、対象者・対象要件の確認のため、安全性・正確性と事務効率を考慮し原則として市内連携システムを通じて住民記録システムから入手し、市外に住民登録があるなど例外的な場合のみ中間サーバー接続端末または本人等を通じて入手している。 (3) 地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報については、介護保険料段階情報では自己負担減免の対象者を正確に把握できない例外的な場合、および予防接種健康被害救済の対象者を確認する必要がある場合に、個別に権限ある職員が専用端末等で必要項目のみ照会し確認している。 (4) 母子健康手帳番号情報については、4情報では対象者の特定が困難な場合があるため、安全性を考慮しシステム内連携を通じて入手している。 (5) 障害者福祉関係情報〔(8)の場合を除く。〕については、定期予防接種のうち障害要件が記されている接種の対象者要件に該当するか確認するため、個別に③の方法で必要な情報のみ入手または突合している。 (6) 介護保険料段階該当情報については、自己負担金減免になる市税非課税世帯等該当の有無を確認するため、事務効率及び被接種者本人等の負軽減のため市税関係情報に代わるものとして利用するものであり、本人等に医療機関の窓口で確認資料を提示してもらい、医療機関に確認した旨を接種券等(紙)に記載してもらう。例外的に確認資料紛失者等には、本人等の申請により無料(減免)対象者確認証を委託事業者で迅速に発行するため、予め必要な情報のみ記録したりストを権限ある職員を通じて入手し、その都度確認している。 (7) 震災特例等対象者情報は、対象者の把握のために必要だが、想定対象者数が少ないのでその都度③の方法により入手している。 (8) 予防接種健康被害救済については、上記の他、対象者の資格確認及び他の法令による給付との調整を行うため、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害を有する者に対する手当支給情報を、予防接種法施行規則第10条、11条、11条の2から11条の23までにに基づき、安全性と本人等の書類添付の負担を軽減するためできるだけ専用端末等より入手し、それが困難な場合に③の他の方法により入手している。 (9) 神戸市に住民票登録がない者の4情報等については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」等の記載に基づき、定期の予防接種等を実施する目的で個別に入手している。
⑤本人への明示	(1) 予防接種記録関係情報については、予防接種法等関連法令(予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条)に、区市町村が予防接種に関する記録を作成・保管する義務が明記されている。 (2) 住民票関係情報及び障害者福祉関係情報、介護保険料段階該当情報、母子健康手帳情報については、番号法第9条第1項、第14条第1項、第19条第8号、別表10の項及び番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定に基づき入手・利用している。 (3) 市税非課税世帯・生活保護世帯該当情報等については、予防接種料自己負担料減免を申請する場合は本人等が医療機関で確認書類を提示することを前提にしており、無料(減免)対象者確認証を発行する場合も、本人等の申請を前提にしている。 (4) 障害者福祉関係情報〔(6)の場合を除く。〕については、神戸市高齢者インフルエンザ予防接種実施要領及び高齢者肺炎球菌予防接種実施要領で、対象要件を明示している。 (5) 震災特例等対象者情報については、本人の申し出または承認を前提にしている。 (6) 予防接種健康被害救済の給付の申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則第10条、11条、11条の2から11条の23までに明記されている。 (7) 他自治体や未契約医療機関で予防接種を実施する際の予防接種記録関係情報の入手については、本人等の依頼により市が発行する実施依頼書等を、本人等が当該自治体または医療機関に提出してもらうことにしており、接種記録が当該自治体または医療機関経由で市に提出されることがわかるようになっている。 (8) 当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 (9) 接種者からの接種証明書交付申請に合わせて本人から入手する。

⑥使用目的 ※		予防接種対象者抽出, 予防接種記録管理, 予防接種料の自己負担金の減免判断, 健康被害の救済措置の円滑実施等	
	変更の妥当性	一	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康局保健所保健課, 各保健センター・各区保健福祉課, 北神区役所保健福祉課, 玉津支所	
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		(1) 予防接種の対象者抽出 生年月日, 予防接種記録, 障害者福祉関係情報等から予防接種の対象者を抽出し, 抽出した情報を外部印刷事業者に提供し, 接種券等の印刷・封入を依頼する。件数が少ない場合は市職員で印刷・封入する。なお, 接種券等には個人番号は記載しない。 (2) 予防接種の接種記録の管理 医療機関等からの予防接種記録は, まず本人等に発行した接種券等または医療機関備え付けの接種券等に本人等が必要事項を記載して医療機関等に提出し, 予防接種を受けて, 医療機関等から市に接種券等が提出される。その後, 市が回収した接種券等の記録(これらには個人番号は記載しない)を外注または直接入力により電子データ化し, 予防接種番号または母子健康手帳番号, 4情報等により個人を特定し, こうべ健康いきいきサポートシステムに記録する。 予防接種記録は, 予防接種法施行規則第3条に基づき保管し, 本人等からの照会に応じて提供し, あるいは予防接種対象者の抽出や個別勧奨に利用する。 対象者が市外に転出した場合には, 予防接種記録を情報ネットワークシステムまたは紙媒体により転出先の自治体に送付する。 (3) 予防接種料の自己負担金減免対象者の確認 予防接種の対象者のうち, 市税関係情報(市外からの転入者にあつては前住所地の地方税関係情報を含む。)または介護保険料段階情報等により非課税世帯等該当か否かを把握し, 自己負担金減免対象者を確認する。 (4) 健康被害の救済措置の円滑実施 予防接種による健康被害が生じた際, 接種状況等を的確に把握し, 迅速な救済を図ることを目的として使用する。	
	情報の突合 ※	(1) 住民票関係情報と予防接種記録関係情報を突合して, 予防接種記録を確認し, 対象者の抽出と給付を行う。 (2) 住民票関係情報と障害者福祉関係情報を突合して, 身体障害者要件等にかかる予防接種対象者の抽出と給付を行う。 (3) 住民票関係情報と母子健康手帳情報を突合して, 母子健康手帳番号を記載した予防接種券の被接種者と住民票関係情報上の個人を特定する。 (4) 住民票関係情報と地方税関係情報・介護保険料段階情報等を突合して, 予防接種料の自己負担金減免対象者を抽出または確認する。 (5) 住民票関係情報と地方税関係情報, 医療保険等の医療給付支給情報, 障害を有する者に対する手当支給情報を突合して, 予防接種健康被害救済給付の対象者と給付の範囲を確認する。	
	情報の統計分析 ※	以下を行っているが, 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 (1) 予防接種の実施状況の把握 (2) 厚生労働省や兵庫県への予防接種状況報告 (3) 予防接種の実施状況と感染症の蔓延情報その他健康情報との関係の統計的分析。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種助成対象者の決定, 自己負担金減免対象者の決定, 予防接種健康被害救済に関する給付の決定	
	⑨使用開始日		平成28年12月14日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない 3) 件
委託事項1		こうべ健康いきいきサポートシステムの保守運用及び改修委託	
①委託内容		上記システムの定例的な保守運用及び制度改正等に伴うシステム改修	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	(1) 神戸市に住民票登録がある者、またはかつて登録があった者。 (2) 神戸市に居住する、またはかつて居住していた、住民票登録がない者。	
	その妥当性	システム保守運用・改修作業にはシステムの専門的知識と技術が必要である。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内に設置したサーバでの直接操作及び当システム端末の直接操作。)	
⑤委託先名の確認方法		神戸市情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。	
⑥委託先名		株式会社さくらケーシーエス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先の情報セキュリティ管理体制	
	⑨再委託事項	当システムのパッケージに係るシステム保守・改修作業を、当該パッケージソフトウェアの著作権を有するパッケージ制作元に再委託する。 なお、クライアント端末及びスキャナー機能付コピー機にはデータベースそのものは保存せず、個々の帳票等しかデータはない。	
委託事項2		こうべ健康いきいきサポートシステムのサーバー更新等にかかるデータ消去	
①委託内容		こうべ健康いきいきサポートシステムのサーバ、クライアント端末、スキャナー機能付コピー機の更新等に伴いこれらのハードウェアを廃棄する場合に、ハードディスクやバックアップ用等の附属記録媒体のデータ消去を委託する。 なお、クライアント端末及びスキャナー機能付コピー機にはデータベースそのものは保存せず、個々の帳票等しかデータはない。	

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・神戸市に住民票登録がある者	
	その妥当性	ハードウェアのデータの完全消去には専門的な技術を要するため	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (ハードウェア内のデータを本市が直接可能な限り消去した上、ハードウェア) のリース元事業者等にハードウェアごと搬出する。	
⑤委託先名の確認方法		神戸市情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している	
⑥委託先名		株式会社 さくらケーシーエス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先の情報セキュリティ管理体制	
	⑨再委託事項	ハードウェアのデータの完全消去には専門的な技術を要するため、ハードウェアのリース元では対応できない場合に、専門の事業者に再委託する必要があるため。	
委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 [] フラッシュメモ [] 紙 リ [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	都道府県知事または市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
②提供先における用途	予防接種記録を作成し保管する。
③提供する情報	予防接種記録
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市から当該自治体への転出者および本市に居住する当該自治体の住民登録者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	当該自治体から照会があった都度。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		(神戸市における措置) (1)サーバは、神戸市の特定個人情報総括責任者が安全性について認めたデータセンターに設置したサーバ仮想化基盤用に仮想サーバとして設置する。 (2)データセンターが入っている建物の入退館及び、データセンターへの入退室は、受付での確認や静脈認証等のセキュリティにより、厳重に管理されている。 (3)サーバ機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 (4)届出書等の紙媒体については、鍵等のついたロッカー等に保管する。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置) ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (ガバメントクラウドにおける措置) (1) サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2) 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
	期間 [20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
②保管期間	その妥当性	(1) 当市に住民登録がある者 予防接種法施行規則第3条および厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の別添「定期接種実施要領」の1において、予防接種台帳は接種日から「少なくとも」5年間保管するものと定められており、5年を超える保管を禁じてはいない。予防接種は同一人に対し長期にわたり何回も接種するものであり、個々の接種から5年経過した住民のデータのみを随時抽出して消去することは、実務上煩雑であり誤操作等のリスクを増大させる。 また、こうべ健康いきいきサポートシステムの住民データは他事務(成人健診、母子保健事務)と共用することにより、特定個人情報ファイルを必要以上にもたず、一括管理することにより安全性を向上させている。 以上の理由により、同システムのサーバのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記(2)～(4)に該当するまでは保管する。 (2) 転出・死亡した者 転出・死亡してから予防接種事務・成人健診事務・母子保健事務のいずれの保管期間(原則5年)も経過した住民データについては、年1回抽出し消去する。 (3) 当市に住民登録はないが居住する者 最後の予防接種を実施してから5年を経過した者のデータは個別に抽出し年1回消去する。 (4) 上記(2)(3)にかかわらず、予防接種による健康被害の救済対象になっている者の特定個人情報は、救済の対象になりうる間は、消去しないことができる。

③消去方法	(1)サーバ内のデータベースについては、当該消去対象者のデータを全てまたは個人番号欄を上書きすることにより消去する。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、サーバ仮想化基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出しすることができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (3)その他、サーバ内にある特定個人情報ファイルから紙帳票に個人番号を印刷することや電子記録媒体に保存することは通常は実施しないが、テスト等のために一時的に出力した場合は、当該帳票はシュレッダー等で、電子記録媒体は上書き消去等により保存された情報を読み出しすることができないようにする。 (4)ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 (ガバメントクラウドにおける措置) (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 (2)クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88, ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 (3)既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考 —	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**予防接種ファイル**

No.	項目名
1	個人番号(マイナンバー)
2	統合宛名番号
3	住民基本台帳個人番号
4	住民基本台帳世帯番号
5	世帯主との続柄
6	世帯員情報(氏名、性別、生年月日等)
7	住民区分(住民、転出者、死亡者、住登外者)
8	カナ氏名
9	漢字氏名
10	通称カナ氏名
11	通称氏名
12	アルファベット氏名
13	性別
14	生年月日
15	年齢・月齢
16	現住所・方書
17	現住所郵便番号
18	現住所電話番号
19	現住所地区コード
20	送付先住所・方書
21	送付先郵便番号
22	送付先電話番号
23	滞在先住所・方書
24	滞在先郵便番号
25	滞在先電話番号
26	転入前住所
27	転出先住所
28	異動(消除)年月日
29	異動(消除)届出年月日
30	異動(消除)事由
31	国籍
32	外国人住民日
33	在留資格
34	在留期間
35	住基法第30条45規定区分
36	在留カード等番号
37	母子健康手帳番号
38	予防接種番号
39	保護者氏名
40	保護者続柄
41	保護者住所又は滞在先
42	保護者郵便番号
43	保護者電話番号
44	市民税非課税世帯等該当情報
45	身体障害者手帳情報
46	ワクチン種別
47	ワクチン期別
48	ワクチン回数別
49	ワクチン種類
50	接種年月日
51	ワクチンLot番号

No.	項目名
52	ワクチン有効期限
53	接種ワクチン量
54	同時接種の有無
55	予診情報
56	不可診情報
57	医療機関区分
58	医療機関名
59	医療機関番号
60	医療機関住所
61	医療機関郵便番号
62	医療機関電話番号
63	医師名
64	医療機関の扱う接種の種類
65	医療機関の稼働・休止等情報
66	予防接種実施依頼書申請者氏名
67	予防接種実施依頼書申請者住所
68	予防接種実施依頼書申請者郵便番号
69	予防接種実施依頼書申請者電話番号
70	予防接種実施依頼書発行年月日
71	予防接種実施依頼書発行番号
72	予防接種を実施依頼する接種の種別等
73	予防接種実施依頼書有効期間
74	予防接種実施依頼書発行理由
75	予防接種実施依頼書発行元
76	予防接種実施依頼書宛先
77	法定期間内に接種できない事由
78	要注意児情報
79	震災特例有無
80	副反応報告の有無
81	健康被害救済の請求・受給状況
82	医療保険者等の医療給付情報
83	医療保険等の自己負担額情報
84	健康被害救済の請求者等の情報
85	特別児童扶養手当等の支給情報
86	接種費用請求年月日
87	接種費用支払年月日
88	接種費用申請者氏名
89	接種費用申請者住所
90	接種費用申請者郵便番号
91	接種費用申請者電話番号
92	接種費用
93	市が助成する費用
94	自己負担減免の該当要件
95	自己負担減免の要件の確認資料
96	支払先氏名
97	支払先住所
98	支払先郵便番号
99	支払先電話番号
100	支払先口座情報
101	特記事項

No.47のワクチン種別は「4種混合ワクチン」「日本脳炎ワクチン」等の区別、No.49のワクチン種類は例えば「ヒトパピローマウイルスワクチン」という同一ワクチン種別内で「サーバリックス」と「ガーダシル」の複数の種類がある場合の区別をいう。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報（氏名、生年月日、性別）
- ・接種状況（実施/未実施）
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類（※）
- ・製品名（※）
- ・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※）
- ・証明書ID（※）
- ・証明書発行年月日（※）

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(1) 神戸市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、住民記録システムにて入力した情報を、原則として庁内連携システム経由で取得する方法によるため、住民またはかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。例外的に専用端末等や紙媒体で確認する場合も、当該対象者のみを個々に照会するので、対象者以外の情報を入手することはない。 (2) 予防接種記録関係情報は、対象者を特定して紙媒体等で入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。 (3) 市税関係情報〔(8)の場合を除く。〕は、自己負担金減免対象者かどうか判断するために個別に照会するので、当該対象者以外の情報を入手することはない。 (4) 介護保険料段階情報、障害者福祉関係情報〔(8)の場合を除く。〕は、自己負担金減免要件対象者および一定の障害状態にあることで接種対象者に該当する者の情報を抽出して入手しているため、対象者以外の情報を入手することはない。 (5) 母子健康手帳番号情報は予防接種券と住民票関係情報と突合し対象者を特定するためだけに使用するもので、対象者以外の情報を入手することはない。 (6) 震災特例等対象者情報は、他自治体より対象者を特定して入手するか本人等の申し出・承認に基づき入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。 (7) 住民、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種情報は、基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。 (8) 予防接種健康被害救済の対象者の情報は、個人を特定して精査のうえ入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。 (9) 神戸市に居住する住民登録がない者については、予防接種記録等を管理する必要のある者に限り個別に精査して入力するので、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(1) 神戸市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民記録システムにて入力した情報を、原則として庁内連携システム経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法によるため、必要な情報以外を入手することはない。例外的に専用端末等や紙媒体で確認する場合も、個別に精査して必要項目のみ確認するので、必要な情報以外を入手することはない。 (2) 予防接種記録関係情報は、予防接種法関連法令に定められた予防接種記録保管のため、その他医療機関等への予防接種料支払いのためなどの事務に必要な項目のみを入手するよう入力画面また紙帳票の様式で限定している。 (3) 市税関係情報〔(7)の場合を除く。〕は、自己負担金減免対象者かどうか判断するために専用端末等または紙媒体で個別に確認するが、必要な項目のみを入手している。 (4) 介護保険料段階情報、障害者福祉関係情報〔(7)の場合を除く。〕は、自己負担減免対象者及び一定の障害状態にあることで対象者になることを判断するのに必要な項目のみを入手している。また、個別に専用端末等を直接確認する場合も、必要な項目のみ入手している。 (5) 母子健康手帳番号情報は住民票関係情報と突合するのに必要な対応表しか入手しない。 (6) 震災特例等対象者情報は、対象者を把握するのに必要な情報しか入手しない。 (7) 予防接種健康被害救済の対象者の地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険等の医療給付支給情報、障害を有する者に対する手当支給情報は、個別に必要な項目のみ精査のうえ照会するので、必要な情報以外を入手することはない。 (8) 住民、住民登録がない居住者、他自治体、医療機関等から入手する申請情報・予防接種記録関係情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1) 個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、原則として庁内連携システムを通じて入手することで、安全を確保している。医療機関等から予防接種券等(紙媒体)等で基本4情報等を入手する場合は、個人番号は含めない。予防接種健康被害救済の申請で紙媒体で個人情報を含む情報を入手する場合は、本人等から法令に定められた場合・方法に限定している。 (2) 予防接種記録関係情報は、予防接種実施医療機関等から入手する場合は定められた接種券等(紙媒体)の様式による方法としている。他自治体に照会する場合は情報提供ネットワークシステムを経由することが困難な場合は本人等から入手することで、安全を確保している。 (3) 市税関係情報は、権限がある職員が専用端末等から確認する方法または本人等から直接紙媒体で入手する方法に限定することで、安全を確保している。 (4) 介護保険料段階情報、障害者福祉関係情報〔(7)の場合を除く。〕については、権限がある職員から紙媒体または暗号化した電子記録媒体を通じて入手し、受け渡しを記録する。当該媒体に情報が反映されていない場合は、権限がある職員が専用端末等から確認する方法または本人等に確認書類を提示・提出してもらう方法に限定することで、安全を確保している。 (5) 母子健康手帳番号情報については、こうべ健康いきいきサポートシステム内でファイルの受け渡しをすることで安全を確保している。 (6) 震災特例等対象者情報は、個別に他自治体または本人等から紙媒体で入手することで、安全を確保している。評価実施機関内の他部署がかかる方法で既に必要な情報を入手している場合は、本人等の承認に基づき当該部署から入手することで、リスクを軽減する。 (7) 予防接種健康被害救済の対象者の地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険等の医療給付支給情報、障害を有する者に対する手当支給情報を入手する場合は、権限がある職員が専用端末等から確認する方法または本人等から直接紙媒体で入手する方法に限定することで、安全を確保している。 (8) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	(1) 住民票関係情報・地方税関係情報・介護保険料段階情報・母子健康手帳番号情報・障害者福祉関係情報等については、入手元の各業務で本人確認を行う。 (2) 医療機関、他自治体から入手する予防接種記録関係情報は、接種券等に記載された予防接種番号または基本4情報等に基づき、こうべ健康いきいきサポートシステムで住民データと突合を行い、本人確認を行う。 (3) 本人等から直接本市に申請する申請情報については、申請窓口で本人確認(郵送等の場合は本人確認資料の写しにより確認)を行ったうえで、同システムの住民データと突合する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号は住民記録システムから庁内連携システムを通じて入手しており、真正性は担保されている。例外的に本人等から入手する場合は、上記の本人確認措置をとる。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(1) 上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 (2) 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	(1) 神戸市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、庁内連携システムを通じての入手を原則とし、それ以外の場合も権限がある職員が情報セキュリティ対策基準の定めるところにより専用端末等を通じて、あるいは定められた様式の紙媒体を郵送等定められた方法により入手することで、安全を確保している。なお、医療機関等から入手する情報には個人番号は含めない。 (2) 神戸市に住民登録がない者の個人番号、居住地を含む基本4情報その他の住民票関係情報の入手については、予防接種記録等を管理する必要な者に限り、権限がある職員が情報セキュリティ対策基準の定めるところにより専用端末等を通じて、あるいは定められた様式の紙媒体を郵送等定められた方法により入手することで、安全を確保している。なお、医療機関等から入手する情報には個人番号は含めない。 (3) 予防接種記録関係情報は、他自治体からは情報提供ネットワークシステム経由で入手することが困難な場合は紙媒体で本人等から直接入手することで、安全を確保している。医療機関等から入手する場合は、接種券等(紙媒体)を郵送等定められた方法に従い入手することとし、個人番号は含めないことにより安全を確保している。接種券等の記録(個人番号は含まない)はパンチ事業者に電子データ化してもらいが、その際にUSBメモリー等で納品させる場合は、データを暗号化する。 (4) 市税関係情報は、権限がある職員が専用端末等から確認する方法または本人等から直接紙媒体で入手する方法に限定することで、安全を確保している。 (5) 介護保険料段階情報、障害者福祉関係情報[(8)の場合を除く。]については、権限がある職員から紙媒体または暗号化した電子記録媒体を通じて入手し、受け渡しを記録する。当該媒体に情報が反映されていない場合は、権限がある職員が専用端末から確認する方法に限定することで、安全を確保している。入手後は、庁内閉鎖ネットワーク上のこうべ健康いきいきサポートシステムのサーバー内に保管する場合以外は個人番号を付した状態では保管しない。 (6) 母子健康手帳番号情報については、限定した職員にのみアクセス権を設定したこうべ健康いきいきサポートシステム内でファイルの受け渡しをすることで、安全を確保している。 (7) 震災特例等対象者情報は、他自治体から個別で郵送等により入手、または本人等の申し出・承認に基づき紙媒体で個別に直接入手することで、安全を確保している。評価実施機関内の他部署がかかる方法で入手している場合は、本人等の承認に基づき当該部署から入手することで、リスクを軽減する。 (8) 予防接種健康被害救済の対象者の地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険等の医療給付支給情報、障害を有する者に対する手当支給情報を入手する場合は、権限がある職員が専用端末等から確認する方法または本人等から直接紙媒体で入手する方法に限定することで、安全を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	(1) 統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。また、統合宛名システムは、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 (2) 統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(1) こうべ健康いきいきサポートシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付けが行われることはない。 (2) 他の業務システム等から入手する情報は必要な項目のみに限定している。 (3) 番号法で認められた情報提供ネットワークシステムを通じた照会を除き、他の業務システムから予防接種ファイルの照会はできない仕組みになっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1) システムを利用する必要がある職員を特定し、職員証等の操作者個別のID及びパスワード等による認証を行うため、権限のない第三者は利用できない。 (2) 認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施している。 (3) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	こうべ健康いきいきサポートシステムのアクセス権限については、当システムの管理者が一括して管理し、次期定期異動の時期(概ね毎年4月)まで約1年間の期限をつけて発行している(それ以前に退職等が明らかな職員は当該退職等の日まで)。年度途中に人事異動または事務分担の変更があった場合は、その都度見直しを行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	こうべ健康いきいきサポートシステムのアクセス権限については、当システムの管理者が一括して管理し、少なくとも1年に1回、定期人事異動の直後に見直しを行っている。年度途中に人事異動または事務分担の変更があった場合は、その都度見直しを行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	こうべ健康いきいきサポートシステムのアクセス権限については、当システムの管理者が一括して管理し、次期定期異動の時期(概ね毎年4月)まで約1年間の期限をつけて発行している(それ以前に退職等が明らかな職員は当該退職等の日まで)。年度途中に人事異動または事務分担の変更があった場合は、その都度見直しを行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	(1) 各種操作ログを残しているため、業務外利用をした場合には操作者は特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。 (2) 当システムを使用する全職員に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、業務外に利用することがないように周知している。 (3) こうべ健康いきいきサポートシステムの専用端末は庁内閉鎖ネットワーク上にあり、電子メール等は利用できないので、従業者が電子メールを通じて情報を外部に持ち出すおそれはない。 (4) こうべ健康いきいきサポートシステムの専用端末からは、管理者権限でなければ電子記録媒体の接続はできないので、従業者が電子記録媒体を通じて無許可で情報を外部に持ち出すおそれはない。また、電子記録媒体の使用履歴についても、クライアント運用管理ソフトウェアにより記録管理している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	(1) バックアップファイルは施錠されたラック内のサーバで自動的に作成され、バックアップファイルを記録した磁気テープは業務システム管理者の承認を得たうえ、庁内の施錠された書庫に保管している。 (2) ファイルを複製する場合は、台帳に記載のうえ業務システム管理者の承認を得ることにしている。 (3) こうべ健康いきいきサポートシステムの専用端末は庁内閉鎖ネットワーク上にあり、電子メール等は利用できないので、従業者が電子メールを通じて外部に複製を作成するおそれはない。 (4) こうべ健康いきいきサポートシステムの専用端末からは、管理者権限でなければ電子記録媒体にデータを書き出すことはできないので、従業者が無許可で電子記録媒体に複製するおそれはない。また、電子記録媒体の使用履歴についても、クライアント運用管理ソフトウェアにより記録管理している。 (5) 委託先等は入退室管理を行っている庁内のサーバ室又は庁内担当部署の専用端末でしか特定個人情報ファイルにアクセスできないので、庁外で複製を作成することはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

☐ 委託しない

委託仕様書には、市が定める情報セキュリティ遵守特記事項を遵守その他個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講じることを求めている。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞
当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあつたの確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。

- ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録
- ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール
- ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

具体的な制限方法	(1) 庁内において委託事業者が作業する場合は、作業者の入退室を記録させ、作業内容を報告させている。 (2) 庁外からは特定個人情報ファイルの閲覧・更新はできないようにしている。 (3) 電子記録媒体等で庁外にデータを持ち出す場合は個人番号の欄を消去のうえ、暗号化する。
----------	--

具体的な方法	(1) 庁内において委託事業者が作業する場合は、作業者の入退室を記録させ、作業内容を報告させている。 (2) サーバー上での作業の際は、ファイルへのアクセスをログとして記録する。
--------	--

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(1) 個人番号を含むデータは庁外に持ち出さないものとする。 (2) 再委託先に特定個人情報ファイルの閲覧等ができる作業を認める場合は、再委託の必要性、再委託先での情報管理体制及びその基準等を報告してもらい、問題ないことが確認できれば承認する。 (3) 必要に応じて、再委託事業者がルールどおりに作業を実施しているか、委託先を通じ、あるいは直接市が確認する。
--	--

ルール内容及び ルール遵守の確認方法	(1) 庁内で保守作業等を行う場合は作業報告をその都度確認しており、特定個人情報のバックアップ等をとった場合は、作業終了後消去したことを業務システム管理者が確認する。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、ハードの保守業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去させ、消去したことを証明書等により業務システム管理者が確認する。
-------------------------------	--

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	「特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項」において下記のことを規定している。 ・委託先における管理規程等・情報セキュリティ対策の規定 ・委託先における研修等の実施 ・作業場所及び従事者の届出 ・目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・重要情報の施錠管理 ・再委託先の監督 ・提供文書等の返還及び廃棄 ・市への報告及び市の検査
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	(1) 再委託先に特定個人情報ファイルの閲覧等ができる作業を認める場合は、再委託の必要性、再委託先での情報管理体制及びその基準等を報告してもらい、問題ないことが確認できれば承認する。 (2) 再委託を行う場合は、委託と同様に「特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項」を適用する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	☐ 選択肢 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	(1) 認証を実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施される。 (2) 認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施している。 (3) 共通基盤システムで特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時等）をシステム上で管理・保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ 選択肢 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(庁内移転におけるルール) (1) 特定個人情報の提供・移転については、番号法及び住基法等の法令の規定に基づき認められる事項について行う。 (2) 共通基盤システムでは業務システム側からの事前申請を接続要件としている。具体的に何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 選択肢 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	(庁内移転におけるルール) 共通基盤システムより提供されるデータを利用するにあたっては、事前に住民課及び業務所管課より当該データ使用の許可を得ることを条件とし、当該許可書面の添付を求める。 そのうえで接続相手方と共通基盤システムの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 選択肢 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	(庁内移転における措置) 接続相手方（業務サーバ）と共通基盤システムの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 選択肢 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	(神戸市における措置) 番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1) 情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報処理ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (注1) 情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受理を行う機能。 (注2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	(神戸市における措置) 番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ中間サーバーから統合宛名システムを通じて情報入手ができるようシステムによって制御されている。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	(神戸市における措置) 入手した特定個人情報について、こうべ健康いきいきサポートシステム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途申請時には、その都度申請内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※) (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	(神戸市における措置) 番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ特定個人情報の提供を行う。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	(神戸市における措置) 番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、統合宛名システムから中間サーバーを通じ情報提供ができるようシステムによって制御されている。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1) セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	(神戸市における措置) 中間サーバに登録されている情報を適切な頻度で更新し、その正確性を担保することでリスクに対応する。また、情報提供の際は中間サーバを経由した相手先はシステムにより担保されているが、誤った相手に提供していないことを事後確認する。 (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2) 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3) 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(神戸市における措置)

本市では、情報提供ネットワークシステムとのすべての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置)

(1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)

(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

(3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	(神戸市における措置) (1) サーバは施錠された区画に設置している。 (2) バックアップは、専用線経由で遠隔地での保管を実施している。 (3) 停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 (4) 火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。 (5) サーバを格納しているラックには、耐震補強を実施している。	
	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
	(ワクチン接種記録システム(VRS)における措置) ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	
	(ガバメントクラウドにおける措置) (1)ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (2)事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている	

⑥ 技術的対策	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		(神戸市における措置) (1) こうべ健康いきいきサポートシステムのサーバー、端末とも庁内の閉鎖された(外部と繋がっていない)ネットワークを利用している。当システムの端末からインターネット接続はしていない。 (2) サーバーの認証により予め登録された端末しかアクセスを受け付けない。 (3) 端末の起動にはIDと静脈認証が必要で、さらに個人番号を格納する当システムへのアクセスには、IDとパスワードが必要である。 (4) 特定個人情報のデータベースはサーバーに保存し、管理者権限のない一般ユーザーは端末にデータを保存できない。 (5) 管理者権限のない一般ユーザーは端末からUSBメモリー等の媒体に情報を書き出すことはできない。 (6) 当システムへのアクセスログは3年間保管し、必要に応じて確認している。 (7) サーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、庁内ネットワークを通じてウイルス定義ファイルの自動更新を行っている。 (8) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入探知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (ワクチン接種記録システム(VRS)における措置) ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (ガバメントクラウドにおける措置) (1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 (2) 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 (4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5) 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7) 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦ バックアップ	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
⑧ 事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	(1)令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 (2)令和3年7月に免職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。 (3)令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 (4)令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。 (5)令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 (6)令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した。 (7)令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した (8)令和3年12月に職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。 (9)令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼育犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をメモしたノートを紛失した。 (10)令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 (11)令和5年4月に、押印漏れがあった書類を持参した市民の受付をした際に、受理した他の書類がないことに気づき、紛失した。 (12)令和5年7月に、地域での会議に参加した後、会議で使用した世帯状況一覧を鞆の中に片付けたが、次の訪問先で鞆から他のものを取り出す際に、当該書類を落とし、紛失した。 (13)令和5年8月に、児童手当に係る書類の不備を申請者に送付する際に誤送付があった。 (14)令和5年9月に、レセプト返戻のため保留にしていた申請書類を紛失した。 (15)令和5年12月に、窓口で受理した申請書のうち、該当がなかった書類の返却時に内部書類を添付し、手渡した。
	再発防止策の内容	(1)当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。 (2)退職時の手続きについて徹底・確認する (3)ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める (4)事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 (5)個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 (6)当該業務の全指定管理者を対象に臨時的研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った (7)送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う (8)当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する (9)令和4年春から導入しているe-KOBEによる電子届出への誘導を強化する (10)複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底 (11)受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底 (12)個人情報が記載された文書の所外持ち出し禁止の再度徹底 (13)郵送物を発送する際のダブルチェックの徹底 (14)受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底 (15)相手方に交付する書類(返却書類を含む)と、申請書およびダブルチェックのための内部書類とを別ファイルに入れ明確に区別することの徹底
⑩死者の個人番号		[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	(1) 神戸市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、開庁日ごとに住民記録システムから自動更新しており、連携処理の中で不具合が生じた場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。 (2) 市税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報は、新たに非課税世帯等に該当するかどうか確認する必要が生じた場合は、その都度個別に最新の情報を得るようにしている。 (3) 健康・医療情報は、接種の記録や健康被害救済の過去の記録なので、更新するものではない。 (4) 母子健康手帳番号は、過去に交付した母子健康手帳の番号を個人特定のために保有しているもので、情報を更新するものではない。 (5) 障害者福祉関係情報・介護保険料段階該当情報は、一覧表を定期的に更新している。 (6) 震災特例等対象者は、随時本人に確認をとっている。 (7) 支払口座情報は、その都度請求書に本人等に記載してもらうか、債権者登録をしている場合は変更があれば本人等から申請してもらうようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	(1) 個人番号を記載した情報を紙帳票に記録した場合は、所定の保管期限(原則5年)を過ぎたものについては、溶解又は裁断処分する。 (2) こうべ健康いきいきサポートシステム上の特定個人情報の記録については、Ⅱ 6. ②にあるとおり長期間保管を前提にするが、転出・死亡により住民でなくなってから5年経過した者のデータは、年1回抽出して当該全データまたは個人番号欄を消去する。 (ガバメントクラウドにおける措置) データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	(神戸市における措置) 年に1回、担当部署内において実施している自己点検を用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	(神戸市における措置) 年に1回、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて内部監査を実施する。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 (ガバメントクラウドにおける措置) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	(神戸市における措置) (1) 職員等(派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、個人情報保護に関する研修を少なくとも年1回行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 (2) 委託業者に対しては、契約で個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含めることを義務づけている。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2) 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施することとしている。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	

3. その他のリスク対策

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

(ガバメントクラウドにおける措置)

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	神戸市市長室市民情報サービス課 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話078-322-5175
②請求方法	請求者ご本人であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート等※)を上記請求先に持参のうえ、個人情報開示請求書を提出する。 ※ 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類は2点必要。
特記事項	市ホームページに、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を希望する場合は、白黒1枚当たり10円の実費必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種に関する事務(「定期予防接種および特定の任意予防接種に関する事務」および「予防接種健康被害に対する救済事務」) 「予防接種ファイル」
公表場所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市市長室市民情報サービス課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市健康局保健所保健課 電話番号: 078-322-6788
②対応方法	・問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	神戸市民の意見提出手続に関する条例による意見募集手続き方法に準じて実施する。 全項目評価書は、市ホームページで公開するほか、担当課、市政情報室での閲覧が可能。意見の提出は、任意の様式により、下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子メール、ホームページ上の意見送信フォーム、担当課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和6年9月2日～令和6年10月1日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年10月25日
②方法	神戸市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I 7. ①、II 2. ⑥⑦、II 3. ⑦、V 2. ①	保健福祉局健康部予防衛生課	保健福祉局保健所予防衛生課	事後	職制改正情報のため
平成29年4月3日	I 7. ②	予防衛生課長 浜田 宏樹	予防衛生課長 都倉 亮道	事後	人事情報のため
平成29年4月3日	II 2. ⑤	平成28年12月予定	平成28年12月14日	事後	上記に合わせて修正したため
平成29年4月3日	II 2. ⑥、II 3. ⑦	各区健康福祉課、北神保健福祉課	各区健康福祉課、各区こども家庭支援課、北神支所保健福祉課	事後	職制改正情報のため
平成29年7月1日	III 3.		クライアント運用管理ソフトウェア導入による使用記録の旨、追記。	事後	クライアント運用管理ソフトウェアを導入した旨、追記したため
平成30年4月1日	II (別添2)No. 52		ワクチン有効期限追加	事後	委託料システム判定のため
平成31年4月1日	II 2. ⑥、II 3. ⑦	各区健康福祉課、各区こども家庭支援課、北神支所保健福祉課	各区健康福祉課、各区こども家庭支援課、北神区役所保健福祉課	事後	職制改正情報のため
平成31年4月1日	I (別添1)1. (9)		オンライン電子データの流れの追加(他業務担当課→庁内連携システム→予防接種台帳サブシステム)	事後	庁内連携システムを利用した受領方法に変更したため
平成31年4月1日	II 3. ③(1)		ウ. 介護保険料段階情報等	事後	対象者への通知方法を変更したため
令和1年6月30日	V 1. ①、④	市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課	市民参画推進局市民情報サービス課	事後	職制改正情報のため
令和1年6月30日	I 7. ②	予防衛生課長 都倉 亮道	予防衛生課長	事後	法令改正に伴う新様式記載事項によるもの
令和2年9月30日	II 6. ①	(神戸市における措置) (1) 庁内の施錠したマシンルーム内(他のシステムのサーバーと共用する部屋)に、当システム専用の施錠したサーバーラックを設けその中のサーバー内に保管している。サーバーラックの鍵は当業務システム管理者(課長)が管理し、鍵の貸出簿に貸し出し・返却の都度記載して確認している。 (2) 当サーバーへのアクセスは、庁内の閉鎖ネットワークを通じて、当システムの登録端末からのみアクセス可能。当システムの端末は個人ごとのIDと静脈認証の組み合わせにより起動を制御している。 (3) 当システムの特定個人情報を含むバックアップは、磁気テープに保存され、当業務所管課内の施錠した書庫内に保存している。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	(神戸市における措置) (1)サーバーは、神戸市の特定個人情報総括責任者が安全性について認めたデータセンターに設置したサーバ仮想化基盤用に仮想サーバとして設置する。 (2)データセンターが入っている建物の入退館及び、データセンターへの入退室は、受付での確認や静脈認証等のセキュリティにより、厳重に管理されている。 (3)サーバー機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 (4)届出書等の紙媒体については、鍵等のついたロッカー等に保管する。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	データ保管場所変更のため
令和2年9月30日	II 6. ③	(1) サーバー内のデータベースについては、当該消去対象者のデータを全てまたは個人番号欄を上書きにより消去する。 (2) サーバーの交換またはディスク交換等の際は、ハードのリース元事業者等において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト・電磁的処理等により完全に消去する。 (3) バックアップテープは定期的(概ね週1回)に上書きするので、通常は2世代以前のデータは残らないが、テープを廃棄する場合は物理的破壊等により保存された情報が読み出しできないようにする。 (4) その他、サーバー内にある特定個人情報ファイルから紙帳票に個人番号を印刷することや電子記録媒体に保存することは通常は想定していないが、テスト等のために一時的に出力した場合及び上記②「その妥当性」(4)で長期に特別に保管するため等で出力した場合は、当該保管の必要性がなくなった後すみやかに、帳票はシュレッダー等で、電子記録媒体は上書き消去等により保存された情報が読み出しできないようにする。	(1)サーバー内のデータベースについては、当該消去対象者のデータを全てまたは個人番号欄を上書きすることにより消去する。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、サーバ仮想化基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出しすることができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (3)その他、サーバー内にある特定個人情報ファイルから紙帳票に個人番号を印刷することや電子記録媒体に保存することは通常は実施しないが、テスト等のために一時的に出力した場合は、当該帳票はシュレッダー等で、電子記録媒体は上書き消去等により保存された情報を読み出しすることができないようにする。	事前	データ保管場所変更のため
令和2年9月30日	III 7. ⑤	(神戸市における措置) (1) 特定個人情報を保管するサーバーは施錠されたサーバー室に設置しており、サーバーラックは施錠し鍵は業務システム管理者(課長)が管理し、貸出・返却簿にて管理している。 (2) バックアップ媒体は事務室の施錠された書庫内に保管し、定期的に確認している。 (3) 特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理を講じている。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	(神戸市における措置) (1) サーバはICカードで電子施錠された区画に設置している。 (2) バックアップは、専用線経由で遠隔地での保管を実施している。 (3) 停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 (4) 火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。 (5) サーバを格納しているラックには、耐震補強を実施している。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	データ保管場所変更のため
令和2年9月30日	III 7. ⑨	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅲ 7. ⑨その内容	—	(1) 令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書が保管場所にないことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 (2) 令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気づいた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 (3) 平成31年3月に個人情報の記録されたパソコン等が事務所から盗難にあった。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和2年9月30日	Ⅲ 7. ⑨再発防止策の内容	—	(1) 公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 (2) 文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底する。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 (3) 防犯対策と物品の適正管理を徹底します。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和2年9月30日	V 1. ①	神戸市 市民参画推進局 市民情報サービス課(市役所2号館2階) 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話078-322-5175	神戸市市長室広報戦略部市民情報サービス課 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話078-322-5175	事後	所在地変更のため 職制改正情報のため
令和2年9月30日	V 1. ④	神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所2号館2階) 市民参画推進局 市民情報サービス課	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市市長室広報戦略部市民情報サービス課	事後	所在地変更のため 職制改正情報のため
令和2年9月30日	Ⅵ 2. ①	神戸市民の意見提出手続に関する条例による意見募集手続き方法に準じて実施する。 全項目評価書は、市ホームページで公開するほか、予防衛生課(市役所1号館6階)、市政情報室(同2号館2階)での閲覧が可能。意見の提出は、任意の様式により、下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子メール、ホームページ上の意見送信フォーム、担当課への持参により受け付ける。	神戸市民の意見提出手続に関する条例による意見募集手続き方法に準じて実施する。 全項目評価書は、市ホームページで公開するほか、担当課、市政情報室での閲覧が可能。意見の提出は、任意の様式により、下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子メール、ホームページ上の意見送信フォーム、担当課への持参により受け付ける。	事後	意見募集方法の追加のため
令和2年9月30日	I 7. ①、Ⅱ 2. ⑥、Ⅲ 3. ⑦、 V 2. ①	保健福祉局保健所予防衛生課	健康局保健所予防衛生課	事後	職制改正情報のため
令和3年3月10日	I 1. ②	予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務(定期の予防接種等および特定の任意予防接種(※))に関する事務ならびに予防接種健康被害に対する救済事務)を行っている。 (※)「任意予防接種」とは予防接種法に基づかない接種をいう。 〔取扱いの対象となる予防接種の種類〕 ・予防接種法第5条第1項の規定による定期の予防接種 ・予防接種法第6条第1項または第3項の規定による臨時の予防接種 ・神戸市行政措置予防接種実施要領に定める特定の任意予防接種(以下「行政措置予防接種」という。)	予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき、以下のような事務(定期の予防接種等および特定の任意予防接種(※))に関する事務ならびに予防接種健康被害に対する救済事務)を行っている。 (※)「任意予防接種」とは予防接種法に基づかない接種をいう。 〔取扱いの対象となる予防接種の種類〕 ・予防接種法第5条第1項の規定による定期の予防接種 ・予防接種法第6条第1項または第3項の規定による臨時の予防接種 ・神戸市行政措置予防接種実施要領に定める特定の任意予防接種(以下「行政措置予防接種」という。) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種	事前	
令和3年3月10日	I 5	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条	・番号法第9条第1項別表第一の10,93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条	事前	
令和3年3月10日	I 6. ②	(番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,17,18,19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 (番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2	(番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,17,18,19,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 (番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2	事前	
令和3年3月10日	Ⅲ 7. ⑤	(神戸市における措置) (1) サーバはICカードで電子施錠された区画に設置している。 (2) バックアップは、専用線経由で遠隔地での保管を実施している。 (3) 停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 (4) 火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。 (5) サーバを格納しているラックには、耐震補強を実施している。	(神戸市における措置) (1) サーバは施錠された区画に設置している。 (2) バックアップは、専用線経由で遠隔地での保管を実施している。 (3) 停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 (4) 火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。 (5) サーバを格納しているラックには、耐震補強を実施している。	事後	形式的な変更のため
令和4年2月22日	I 1. ②	【追加】	(8)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 2. ①	—	システム5に ワクチン接種記録システム（VRS） を追加	事後	緊急時の事後評価（新型コロナ ウイルス感染症対策）
令和4年2月22日	I 2. ②	—	システムの機能に ・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対 象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・接種証明書の発行 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の電子申請受付・電子交付の実施 を追加		
令和4年2月22日	I 2. ③		他のシステムとの接続に その他（フラッシュメモリ） を追加		
令和4年2月22日	I 5.	・番号法第9条第1項別表第一の10,93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5 号）第10条	・番号法第9条第1項別表第一の10,93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5 号）第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワク チン接種記録システム（VRS）を用いた情報提 供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	緊急時の事後評価（新型コロナ ウイルス感染症対策）
令和4年2月22日	I 6. ②	（番号法別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第7項別表第二の16の 2,17,18,19,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7 号）第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 （番号法別表第二における情報提供の根拠） ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,115の 2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7 号）第12条の2	（番号法別表第二における情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号別表第二の16の 2,17,18,19,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7 号）第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 （番号法別表第二における情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号別表第二の16の2,115の 2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7 号）第12条の2	事後	法改正による （令和3年9月1日施行）
令和4年2月22日	I 7.	健康局保健所予防衛生課 予防衛生課長	健康局保健所保健課 予防衛生担当課長	事後	人事情報のため
令和4年2月22日	（別添1）事務の内容	—	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務の内容を追加	事後	緊急時の事後評価（新型コロナ ウイルス感染症対策）
令和4年2月22日	II 3. ②	—	入手方法にフラッシュメモリ、その他にワクチン 接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス 感染症予防接種証明書電子交付機能を含 む。）を追加	事後	緊急時の事後評価（新型コロナ ウイルス感染症対策）
令和4年2月22日	II 3. ③	【追加】	(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照 会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受け る都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付のため、接種者から交付申請があった 場合であって接種記録の照会が必要になる都 度	事後	緊急時の事後評価（新型コロナ ウイルス感染症対策）
令和4年2月22日	II 3. ④	【追加】	(10)新型コロナウイルス感染症対策に係る予 防接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市 区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場 合のみ入手する。（番号法第19条第16号） ・当市区町村からの転出者について、転出先 市区町村へ当市区町村での接種記録を提供 するために、転出先市区町村から個人番号を 入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付のため、接種者から交付申請があった 場合のみ入手する。	事後	緊急時の事後評価（新型コロナ ウイルス感染症対策）
令和4年2月22日	II 3. ⑤	【追加】	(8)当市区町村への転入者について接種者から の同意を得て入手する。 (9)接種者からの接種証明書の交付申請に合 わせて本人から入手する。 (10)電子交付アプリにより電子申請を受付ける 場合においては、利用規約を表示し、同意を得 てから入手する。	事後	緊急時の事後評価（新型コロナ ウイルス感染症対策）
令和4年2月22日	II 3. ⑧使用方法	【追加】	(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市 区町村へ接種記録を照会するとともに接種券 の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先 市区町村へ当市区町村での接種記録を提供 するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付の際、接種記録を照会するために特定 個人情報を使用する。	事後	緊急時の事後評価（新型コロナ ウイルス感染症対策）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅱ 3. ⑧情報の突合	【追加】	(6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅱ 3. ⑧情報の統合分析	【追加】	(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅱ 4.	委託の有無 2件	委託の有無 4件	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅱ 4. 委託事項3	—	新型コロナウイルスワクチン接種体制構築及び接種支援業務を追加	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅱ 4. 委託事項4	—	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等を追加	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅱ 5.	提供 1件	提供 2件	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅱ 5. 提供先2	—	市区町村長を追加	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅱ 6. ①	【追加】	(ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置) ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅱ 6. ③	【追加】	(4)ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて 消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【追加】	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅲ2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【追加】	(10) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【追加】	番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ2. リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	【追加】	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置	【追加】	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ2. リスク2 リスクに対する措置の内容	【追加】	(8)ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ2. リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【追加】	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ2. リスク4 リスクに対する措置の内容	【追加】	(9)ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【追加】	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ3. リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【追加】	(4) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ3. リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	【追加】	(3) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ3. リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【追加】	ワクチン接種記録システム(VRS)におけるシステム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ3. リスク4 リスクに対する措置の内容	【追加】	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、 利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【追加】	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅲ 4. 情報保護管理体制の確認	【追加】	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報 の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ 5. リスク1	特定個人情報の提供・移転の記録：記録を残していない	特定個人情報の提供・移転の記録：記録を残している 具体的な方法：＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ 5. リスク2	－	リスクに対する措置の内容に ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・ 転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 を追加 リスクへの対策を「十分である」に設定	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ 5. リスク3	－	リスクに対する措置の内容に ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ 転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。 を追加 リスクへの対策を「十分である」に設定	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【追加】	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・ 特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を 入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ 6. リスク1 リスクに対する措置の内容	【追加】	(「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載)	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅲ 7. ⑤ 具体的な対策の内容	【追加】	(ワクチン接種記録システム(VRS)における措置) ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ 7. ⑥ 具体的な対策の内容	【追加】	(ワクチン接種記録システム(VRS)における措置) ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅲ 7. リスク1⑨その内容	(1)平成31年3月に個人情報の記録されたパソコン等が事務所から盗難にあった。 (2)令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書が保管場所がないことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 (3)令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気づいた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 (4)令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 (5)令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。 (6)令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。	(1)令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書が保管場所がないことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 (2)令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気づいた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 (3)令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 (4)令和3年7月に 免職となった元職員が業務用 PC を 無断で 持ち出した。 (5)令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「 Bcc 」ではなく「 To 」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された (6)令和 3 年 10 月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付が あった 。 (7)令和 3 年 10 月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 (8)令和3年 10 月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した (9)令和3年 11 月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した (10)令和 3 年 12 月に、職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅲ 7. ㉑再発防止策の内容	(1) 公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 (2) 文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 (3) 防犯対策と物品の適正管理を徹底します。 (4) 当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。 (5) 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 (6) 個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。	1.公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 2.文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 3..当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。 4.退職時の手続きについて徹底・確認する 5.ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める 6.事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 7.個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 8.当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った 9.送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う 10.当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない
令和4年2月22日	Ⅳ 1. ①	(神戸市における措置) 年に1回、担当部署内において実施している自己点検を用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている	(神戸市における措置) 年に1回、担当部署内において実施している自己点検を用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅳ 1. ②	(神戸市における措置) 年に1回、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて内部監査を実施する。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	(神戸市における措置) 年に1回、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて内部監査を実施する。 (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅳ 2.	【追加】	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅳ 3.	—	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年2月22日	Ⅴ 1. ①	神戸市市長室広報戦略部市民情報サービス課	神戸市市長室市民情報サービス課	事後	組織情報のため
令和4年2月22日	Ⅴ 2. ④	神戸市市長室広報戦略部市民情報サービス課	神戸市市長室市民情報サービス課	事後	組織情報のため
令和4年2月22日	Ⅴ 2. ①	神戸市健康局保健所予防衛生課	神戸市健康局保健所保健課	事後	組織情報のため
令和4年7月21日	Ⅰ 2. システム5,②	【追加】	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	(別添1)事務の内容	—	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の機能を追加	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅱ 3. ②入手方法	【追加】	コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	Ⅱ 3. ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク 端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅱ 4. 委託事項4	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅱ 4. 委託事項4,①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅱ 4. 委託事項4②取り扱いを委託する特定個人情報の範囲、その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅱ 4. 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【追加】	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク 端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅲ 7. リスク1, 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅲ 2. リスク2, リスクに対する措置の内容	【追加】	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅲ 2. リスク3, 入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅲ 2. リスク3, 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能付)券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を 確認する措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅲ 2. リスク4, リスクに対する措置の内容	【追加】	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
令和4年7月21日	Ⅲ 4. 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	Ⅲ 7. リスク1、⑥技術的対策【追加】		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	緊急時の事後評価(新型コロナウイルス感染症対策)
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(1)予防接種対象者のリスト作成等 一定の時点において予防接種の対象になる者を神戸市の住民記録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し、リスト(個人番号は含まない。)を出力する。出力したデータは集団接種において対象者確認用リストとして使用し、または業務委託している事業者に引き渡して予防接種券または個別勧奨案内文として印刷し、封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し、郵便事業者に持ち込む。1回当たりの対象者が少数の場合は市職員が市庁舎内部のプリンターにて予防接種券または個別勧奨案内文(個人番号は含まない。)を作成する。	(1)予防接種対象者のリスト作成等 一定の時点において予防接種の対象になる者を神戸市の住民記録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し、リスト(個人番号は含まない。)を出力する。出力したデータは業務委託している事業者に引き渡して予防接種券または個別勧奨案内文として印刷し、封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し、郵便事業者に持ち込む。1回当たりの対象者が少数の場合は市職員が市庁舎内部のプリンターにて予防接種券または個別勧奨案内文(個人番号は含まない。)を作成する。	事後	集団接種が2021年度で終了したことに伴う変更のため
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(3)予防接種記録の管理 自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種の接種券、予診票等(以下「接種券等」という。個人番号は含まない。)を市が回収し、パンチ事業者に引き渡し電子データ化して市に納品させ、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合して予防接種記録として登録する。登録件数が少数の場合、市職員が直接同システムに入力する。 住民の転入があった場合は、転入元の自治体から提供される予防接種記録の受入を行い、上記と同様に同システムで予防接種記録を管理する。	(3)予防接種記録の管理 自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種の接種券もしくは予診票等(以下「接種券等」という。個人番号は含まない。)を委託事業者が回収し、「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合して予防接種記録として登録する。登録後は、接種券等を電子データ化したものを市に納品する。自治体または医療機関(実施依頼書等により市外の自治体または医療機関で接種した場合を含む。)で実施した予防接種のうち、還付請求の対象となるものの場合、市職員が直接同システムに入力する。 住民の転入があった場合は、転入元の自治体から提供される予防接種記録の受入を行い、上記と同様に同システムで予防接種記録を管理する。	事後	接種券の審査事務を事業者に委託したことに伴う変更のため
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(6)国・兵庫県への事業報告等 予防接種法施行令第7条に基づく予防接種を受けた者の数その他国・兵庫県から指示された事項等について報告する。こうべ健康いきいきサポートシステムを使うが、個人番号は使用しない。	削除	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(7)番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号別表第二に基づき、神戸市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、予防接種記録に係る特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。	(6)番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び同法第22条第1項に基づき、神戸市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、予防接種記録に係る特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(8)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	(7)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年3月31日以前の接種記録等を登録、管理する。 ・接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・接種証明書の発行 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・令和6年3月31日以前の接種記録の管理 ・令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他システムとの接続	[○]その他 (フラッシュメモリ)	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10,93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項別表の14,126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,17,18,19,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 (番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の16の2,115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2	(番号法別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 (番号法別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	予防衛生担当課長	保健課長(予防衛生担当)	事後	職制改正情報のため
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 予防接種の実施及び接種履歴の管理	太線は個人番号/対応符号を含む。	赤線は個人番号/対応符号を含む。	事後	表現の軽微な修正のため
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 予防接種の実施及び接種履歴の管理	医療機関、地区医師会 パンチ業者	医療機関等 委託事業者	事後	集団接種が2021年度で終了したことに伴う変更のため
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 予防接種の実施及び接種履歴の管理	(備考) (1) 予防接種対象者リストの抽出 (2) 接種券の交付、予防接種番号または母子健康手帳番号の通知 (3) 接種券等の提出 (4) 予防接種の実施 (5) 接種券等の提出と予防接種料の請求 (6) 予防接種料の支払い (7) 接種券等の提出 (8) 電子データの納品 (9) 住民票関係情報(庁内連携システムに未反映の場合)、市税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護保険料段階情報、震災特例等対象者情報 (10) 接種券等記載事項の入力 (11) 母子手帳番号情報、BCG接種情報(予防接種のうちBCGは原則として母子健康診査と同時に実施するので、母子保健サブシステム経由でデータを受け取る) (12) 医療機関情報の入力 (13) 個人番号、住民票関係情報 (14) 転出者にかかる番号法別表第二の16の2の項の予防接種実施情報 (15) 転入者にかかる番号法別表第二の16の2の項の予防接種実施情報 (16) 番号法別表第二の16の2の項の予防接種実施情報[(15)の場合を除く。]、同18の項に定める地方税関係情報および住民票関係情報 (17) (16)の入力	(備考) (1)予防接種対象者リストの抽出 (2) 接種券の交付、予防接種番号の通知 (3) 接種券等の提出 (4) 予防接種の実施 (5) 接種券等の提出と予防接種料の請求 (6) 予防接種料の支払い (7) 予防接種券・電子データの納品 (8) 住民票関係情報(庁内連携システムに未反映の場合)、市税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護保険料段階情報、震災特例等対象者情報 (9) 接種券等記載事項の入力 (10) 母子手帳番号情報 (11) 医療機関情報の入力 (12) 個人番号、住民票関係情報 (13) 転出者にかかる予防接種実施情報 (14) 転入者にかかる予防接種実施情報 (15) 地方税関係情報および住民票関係情報 (16) (15)の入力	事後	事務内容変更に伴う軽微な修正のため
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 予防接種の実施及び接種履歴の管理	(18) 住民基本台帳データの連携 (19) ワクチン接種記録システムへのワクチン接種情報保存 (20) 新型コロナワクチン接種証明書データの出力 (21) 新型コロナワクチン接種証明書(紙)の申請 (22) 新型コロナワクチン接種証明書(電子)の申請 (23) 新型コロナワクチン接種証明書の交付 (24) 新型コロナワクチン接種証明書コンビニ交付の電子交付の申請 (25) 新型コロナワクチン接種証明書コンビニ交付の電子交付	(17) 新型コロナワクチン接種証明書の出力 (18) 新型コロナワクチン接種証明書の申請(紙) (19) 新型コロナワクチン接種証明書の申請(電子) (20) 新型コロナワクチン接種証明書の交付	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 1. 予防接種の実施及び接種履歴の管理	※こうべ健康いきいきサポートシステムは、サーバ仮想化基盤上で稼働	削除	事前	
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 2. 予防接種実施依頼書等発行事務(市外で予防接種を受ける場合など)	※こうべ健康いきいきサポートシステムは、サーバ仮想化基盤上で稼働	削除	事前	
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 3. 予防接種健康被害救済事務	※こうべ健康いきいきサポートシステムは、サーバ仮想化基盤上で稼働	削除	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(6) 医療保険関係情報: 健康被害救済給付の支給調整のため、番号法別表第二の17の項に定める医療給付支給情報を保有。	(6) 医療保険関係情報: 健康被害救済給付の支給調整のため、医療給付支給情報を保有。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(8) 障害者福祉関係情報：障害要件に該当する者の範囲が特別に定められた予防接種において、要件に該当するか把握するために保有。また、健康被害救済給付の支給調整のため、番号法別表第二の19の項に定める障害を有する者に対する手当支給情報を保有。	(8) 障害者福祉関係情報：障害要件に該当する者の範囲が特別に定められた予防接種において、要件に該当するか把握するために保有。また、健康被害救済給付の支給調整のため、障害を有する者に対する手当支給情報を保有。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康局保健所予防衛生課、各保健センター・各区健康福祉課・各区こども家庭支援課、北神区役所保健福祉課、北須磨支所保健福祉課、西神中央出張所	健康局保健所保健課、各保健センター・各区保健福祉課、北神区役所保健福祉課、玉津支所	事後	組織改正情報のため 庁舎移転による変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○] その他 こうべ健康いきいきサポートシステム内の他ファイル[母子保健情報等]、ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(1) 定期的に入手する事務 ア. 個人番号及び住民票関係情報：庁内住民記録システム(既存住民基本台帳システム)より庁内連携システムを通じて、毎日オンラインで異動分(当初は全件)を入手。 イ. 健康・医療関係情報及び4情報等：各医療機関より予防接種記録関係情報を記した紙の接種券等を原則月1回郵送で入手。個人番号は記載しないが、住民票関係情報を基に付番した予防接種番号や母子健康手帳番号を本人等に記載してもらう。 ウ. 介護保険料段階情報等：予防接種料の自己負担金がある接種について、自己負担減免になる市民税非課税世帯・生活保護世帯等については、所管課から介護保険料段階情報の該当者リストを電子記録媒体又は紙媒体で原則年1回(転入者等については月1回)入手する。入手した情報を基に高齢者肺炎球菌予防接種対象者については、介護保険料段階情報に該当しておれば無料対象である旨記載の無料対象者専用はがきを送付する。その他の者、また高齢者インフルエンザ予防接種については、無料確認資料を被接種者本人等が医療機関に提示し、医療機関が確認資料の種類を接種券等に記載してもらう。確認資料がない場合は、介護保険料段階情報の該当者のリストに基づき、区役所等の予防接種担当部署で無料(減免)対象者確認証を予め発行する。	(1) 定期的に入手する事務 ア. 個人番号及び住民票関係情報：庁内住民記録システム(既存住民基本台帳システム)より庁内連携システムを通じて、毎日オンラインで異動分(当初は全件)を入手。 イ. 健康・医療関係情報及び4情報等：各医療機関より予防接種記録関係情報を記した紙の接種券等を原則月1回郵送で入手。個人番号は記載しないが、住民票関係情報を基に付番した予防接種番号を本人等に記載してもらう。 ウ. 介護保険料段階情報等：予防接種料の自己負担金がある接種については、無料確認書類を被接種者本人が医療機関に提示し、医療機関が確認資料の種類を接種券等に記載する。自己負担減免になる市民税非課税世帯・生活保護世帯等については、所管課から介護保険料段階情報の該当者リストを電子記録媒体で入手する。無料確認書類がない場合は、被接種者が無料対象確認証の発行申し込みをし、委託事業者にて介護保険料段階情報の該当者リストを基に無料対象者確認証を発行する。	事後	接種券の審査事務を事業者 に委託したことに伴う変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 (2) 個別に対応する事務	ウ. 児童福祉・子育て関係情報：母子健康手帳情報、BCGIに係る予防接種記録関係情報をこうべ健康いきいきサポートシステム内の母子保健情報関連ファイルからシステム内連携で入手。 エ. 障害者福祉関係情報：障害要件に該当する者の範囲が特別に定められた予防接種において、当該要件を確認するための情報を、権限ある職員から電子記録媒体あるいは紙媒体で予め入手したリストとその都度照合し、またはその都度権限ある職員が当該業務の専用端末を確認して、予防接種ファイルに入力する。医療機関等で本人等が障害者手帳を提示した場合は、その旨を紙媒体で報告してもらい(個人番号は使用しない)、予防接種ファイルに入力	ウ. 児童福祉・子育て関係情報：母子健康手帳情報をこうべ健康いきいきサポートシステム内の母子保健情報関連ファイルからシステム内連携で入手。 エ. 障害者福祉関係情報：障害要件に該当する者の範囲が特別に定められた予防接種において、当該要件を確認するための情報を、福祉情報システムより連携することで確認。医療機関等で本人等が障害者手帳を提示した場合は、その旨を紙媒体で報告してもらい(個人番号は使用しない)、予防接種ファイルに入力する。	事後	集団接種が2021年度で終了 したことに伴う変更及び接種 券の審査事務を事業者 に委託したことに伴う変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(1) 予防接種記録関係情報については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に示されているとおり記録・保管する目的で、医療機関等より個人番号を含まない紙媒体で入手している。転入者の場合は安全性・正確性と事務効率を考慮し原則として情報ネットワークシステムを通じて入手し、それが困難な場合のみ個人番号を含まない紙媒体で入手する。	(1) 予防接種記録関係情報については、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条に示されているとおり記録・保管する目的で、医療機関等より個人番号を含まない紙媒体で入手している。転入者の場合は安全性・正確性と事務効率を考慮し原則として情報ネットワークシステムを通じて入手し、それが困難な場合のみ個人番号を含まない紙媒体で入手する。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(6) 介護保険料段階該当情報については、自己負担金減免になる市民税非課税世帯等該当の有無を確認するため、事務効率及び被接種者本人等の負軽減のため市税関係情報に代わるものとして利用するものであり、本人等に医療機関の窓口で確認資料を提示してもらい、医療機関に確認した旨を接種券等(紙)に記載してもらう。例外的に確認資料紛失者等には、本人等の申請により無料(減免)対象者確認証を区役所等の窓口で迅速に発行するため、予め必要な情報のみ記録したリストを権限ある職員を通じて入手し、その都度確認している。	(6) 介護保険料段階該当情報については、自己負担金減免になる市民税非課税世帯等該当の有無を確認するため、事務効率及び被接種者本人等の負軽減のため市税関係情報に代わるものとして利用するものであり、本人等に医療機関の窓口で確認資料を提示してもらい、医療機関に確認した旨を接種券等(紙)に記載してもらう。例外的に確認資料紛失者等には、本人等の申請により無料(減免)対象者確認証を委託事業者で迅速に発行するため、予め必要な情報のみ記録したリストを権限ある職員を通じて入手し、その都度確認している。	事後	接種券の審査事務を事業者 に委託したことに伴う変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(10)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(1) 予防接種記録関係情報については、予防接種法等関連法令(予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7)に、区市町村が予防接種に関する記録を作成・保管する義務が明記されている。 (2) 住民票関係情報及び障害者福祉関係情報、介護保険料段階該当情報、母子健康手帳情報については、神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき入手・利用している。	(1) 予防接種記録関係情報については、予防接種法等関連法令(予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条)に、区市町村が予防接種に関する記録を作成・保管する義務が明記されている。 (2) 住民票関係情報及び障害者福祉関係情報、介護保険料段階該当情報、母子健康手帳情報については、番号法第9条第1項第14条第1項、第19条第8号、別表10の項及び番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定に基づき入手・利用している。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(10)電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康局保健所予防衛生課、各保健センター・各区健康福祉課・各区子ども家庭支援課、北神区役所保健福祉課、北須磨支所保健福祉課、西神中央出張所	健康局保健所保健課、各保健センター・各区保健福祉課、北神区役所保健福祉課、玉津支所	事後	組織改正情報のため 庁舎移転による変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(2) 予防接種の接種記録の管理 医療機関等からの予防接種記録は、まず本人等に発行した接種券等または医療機関備え付けの接種券等に本人等が必要事項を記載して医療機関等に提出し、予防接種を受けて、医療機関等から市に接種券等が提出される。その後、市が回収した接種券等の記録(これらには個人番号は記載しない)を外注または直接入力により電子データ化し、予防接種番号または母子健康手帳番号、4情報等により個人を特定し、こうべ健康いきいきサポートシステムに記録する。 予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2に基づき保管し、本人等からの照会に応じて提供し、あるいは予防接種対象者の抽出や個別勧奨に利用する。 対象者が市外に転出した場合には、予防接種記録を情報ネットワークシステムまたは紙媒体により転出先の自治体に送付する。	(2) 予防接種の接種記録の管理 医療機関等からの予防接種記録は、まず本人等に発行した接種券等または医療機関備え付けの接種券等に本人等が必要事項を記載して医療機関等に提出し、予防接種を受けて、医療機関等から市に接種券等が提出される。その後、市が回収した接種券等の記録(これらには個人番号は記載しない)を外注または直接入力により電子データ化し、予防接種番号または母子健康手帳番号、4情報等により個人を特定し、こうべ健康いきいきサポートシステムに記録する。 予防接種記録は、予防接種法施行規則第3条に基づき保管し、本人等からの照会に応じて提供し、あるいは予防接種対象者の抽出や個別勧奨に利用する。 対象者が市外に転出した場合には、予防接種記録を情報ネットワークシステムまたは紙媒体により転出先の自治体に送付する。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	(2) 件	(3) 件	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3	委託事項3 新型コロナウイルスワクチン接種体制構築及び接種支援業務 ①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する接種実施状況の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 対象となる本人の範囲 神戸市に住民票登録がある者 その妥当性 ワクチン接種実施状況の管理を委託しているため、効率的な事務が可能 ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 〔○〕フラッシュメモリ ⑤委託先名の確認方法 神戸市情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している ⑥委託先名 パーソルテンプスタッフ㈱ ⑦再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の許諾方法 以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託先の名称 ・再委託する業務の内容 ⑨再委託事項 電話問い合わせ業務、予防接種DM関連業務、広報業務、ワクチン接種管理システム開発・導入	委託事項3 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] 対象となる本人の範囲 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 その妥当性 ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 〔○〕専用線 ⑤委託先名の確認方法 下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。 ⑥委託先名 株式会社ミラボ ⑦再委託の有無 [再委託しない] ⑧～⑨ 削除	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4	委託事項4 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] 対象となる本人の範囲 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 その妥当性 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。 ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 〔○〕その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	削除	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4	⑤委託先名の確認方法 下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。 ⑥委託先名 株式会社ミラボ	削除	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4	⑦再委託の有無 [再委託しない]	削除	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第12条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	提供先2 市区町村長 ①法令上の根拠 番号法 第19条第16号 ②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ③提供する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ) ④提供する情報の対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 [○] その他(VRS) ⑦時期・頻度 当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	(ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置) ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	(ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置) ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	【追加】	(ガバメントクラウドにおける措置) (1) サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2) 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その他妥当性	(1) 当市に住民登録がある者 予防接種法施行令第6条の2および厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の別添「定期接種実施要領」の1において、予防接種台帳は接種日から「少なくとも」5年間保管するものと定められており、5年を超える保管を禁じてはいない。予防接種は同一人に対し長期にわたり何回も接種するものであり、個々の接種から5年経過した住民のデータのみを随時抽出して消去することは、実務上煩雑であり誤操作等のリスクを増大させる。 また、こうべ健康いきいきサポートシステムの住民データは他事務(成人健診、母子保健事務)と共用することにより、特定個人情報ファイルを必要以上にもたず、一括管理することにより安全性を向上させている。 以上の理由により、同システムのサーバのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記(2)～(4)に該当するまでは保管する。	(1) 当市に住民登録がある者 予防接種法施行規則第3条および厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の別添「定期接種実施要領」の1において、予防接種台帳は接種日から「少なくとも」5年間保管するものと定められており、5年を超える保管を禁じてはいない。予防接種は同一人に対し長期にわたり何回も接種するものであり、個々の接種から5年経過した住民のデータのみを随時抽出して消去することは、実務上煩雑であり誤操作等のリスクを増大させる。 また、こうべ健康いきいきサポートシステムの住民データは他事務(成人健診、母子保健事務)と共用することにより、特定個人情報ファイルを必要以上にもたず、一括管理することにより安全性を向上させている。 以上の理由により、同システムのサーバのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記(2)～(4)に該当するまでは保管する。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	【追加】	(ガバメントクラウドにおける措置) (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 (2) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 (3) 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞	・接種回(1回目/2回目/3回目)	・接種回	事後	記録項目変更に伴う軽微な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(10) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	プ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力 avoidすることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	(8)ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	(8)ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4：入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(9)ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	(1) 統合宛名システムは、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。また、統合宛名システムは、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。	(1) 統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。また、統合宛名システムは、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。	事後	法改正に伴う根拠条文の変更のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(4) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(1) こうべ健康いきいきサポートシステムの端末OSの起動は、個人ごとのIDと静脈認証を必要とするため、権限のない第三者は利用できない。 (2) 上記(1)に加え、個人番号を格納する同システムにログインするには、必要最小限のアクセス権限を設定したシステム用IDとパスワード(個人単位または業務単位)を必要とする。パスワードは、神戸市情報セキュリティ対策基準の定めるところにより定期的に変更するものとし、業務システム管理者がそれを確認する。	(1)システムを利用する必要がある職員を特定し、職員証等の操作者個別のID及びパスワード等による認証を行うため、権限のない第三者は利用できない。 (2)認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	＜具体的な方法＞ ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 ＜特定個人情報の提供・移転に関するルール＞(記載なし) ＜ルール内容及びルール遵守の確認方法＞(記載なし)	＜具体的な方法＞ (1)認証を実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施される。 (2)認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正使用が行えない対策を実施している。 (3)共通基盤システムで特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時等)をシステム上で管理・保存する。 ＜特定個人情報の提供・移転に関するルール＞定めている ＜ルール内容及びルール遵守の確認方法＞(庁内移転におけるルール) (1)特定個人情報の提供・移転については、番号法及び住基法等の法令の規定に基づき認められる事項について行う。 (2)共通基盤システムでは業務システム側からの事前申請を接続要件としている。具体的に何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	＜リスクに対する措置の内容＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	＜リスクに対する措置の内容＞ （庁内移転におけるルール） 共通基盤システムより提供されるデータを利用するにあたっては、事前に住民課及び業務所管課より当該データ使用の許可を得ることを条件とし、当該許可書面の添付を求める。 そのうえで接続相手方と共通基盤システムの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	＜リスクに対する措置の内容＞ ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	＜リスクに対する措置の内容＞ （庁内移転における措置） 接続相手方（業務サーバ）と共通基盤システムの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	削除	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：リスクに対する措置の内容	（注2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	（注2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：リスクに対する措置の内容	（「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載）	削除	事前	新型コロナワクチン接種の定期化のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：リスクに対する措置の内容	（中間サーバー・ソフトウェアにおける措置） 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。	（中間サーバー・ソフトウェアにおける措置） 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。	事後	個人情報保護委員会は改組のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：リスクに対する措置の内容	（中間サーバー・プラットフォームにおける措置） (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 （中間サーバーの運用における措置） 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。	（中間サーバー・プラットフォームにおける措置） (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 削除	事後	最新情報に更新のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：リスクに対する措置の内容	（中間サーバー・ソフトウェアにおける措置） 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	（中間サーバー・ソフトウェアにおける措置） 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	個人情報保護委員会は改組のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が増え、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。 (中間サーバーの運用における措置) 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が増え、紛失することを防止する。	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。 削除	事後	最新情報に更新のため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が増え、紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置) ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が増に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が増に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	最新情報に更新のため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。 (中間サーバーの運用における措置) 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が増え、紛失することを防止する。	削除	事後	最新情報に更新のため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 (中間サーバーの運用における措置) 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が増え、紛失することを防止する。	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	最新情報に更新のため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	(神戸市における措置) 統合宛名システムでは本業務で保有する情報すべてを連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づき認められている情報のみを提供する仕組みとしている。	(神戸市における措置) 中間サーバーに登録されている情報を適切な頻度で更新し、その正確性を担保することでリスクに対応する。また、情報提供の際は中間サーバーを経由した相手先はシステムにより担保されているが、誤った相手に提供していないことを事後確認する。	事後	最新情報に更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。	(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。	事後	最新情報に更新のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	【追加】	(ガバメントクラウドにおける措置) (1)ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (2)事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小等に伴う軽微な修正のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	【追加】	(ガバメントクラウドにおける措置) (1)国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 (2)地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 (4)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5)地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6)ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7)地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8)地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	(1)令和元年6月に、保存期限が未到来の国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書が保管場所がないことに気付いた。文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 (2)令和元年8月に乳幼児健康診査カルテの一部を紛失していることに気づいた。庁舎移転に伴う文書廃棄時に誤って廃棄したものと思われる。 (3)令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 (4)令和3年7月に 免職となった元職員が業務用 PC を 無断で 持ち出した。 (5)令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「 Bcc 」ではなく「 To 」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された (6)令和 3 年 10 月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付が あった 。 (7)令和 3 年 10 月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 (8)令和3年 10 月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した (9)令和3年 11 月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した (10)令和 3 年 12 月に、職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った	(1)令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。 (2)令和3年7月に免職となった元職員が業務用 PC を無断で持ち出した。 (3)令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「 Bcc 」ではなく「 To 」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された 。 (4)令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付が あった 。 (5)令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。 (6)令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した。 (7)令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した (8)令和3年12月に職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った 。 (9) 令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼い犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をメモしたノートを紛失した。 (10) 令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 (11)令和年4月に、押印漏れがあった書類を持参した市民の受付をした際に、受理した他の書類がないことに気づき、紛失した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	同上	(12)令和5年7月に、地域での会議に参加した後、会議で使用した世帯状況一覧を鞆の中に片付けたが、次の訪問先で鞆から他のものを取り出す際に、当該書類を落とし、紛失した。 (13) 令和5年8月に、児童手当に係る書類の不備を申請者に送付する際に誤送付があった。 (14)令和5年9月に、レセプト返戻のため保留にしていた申請書類を紛失した。 (15)令和5年12月に、窓口で受理した申請書のうち、該当がなかった書類の返却時に内部書類を添付し、手渡した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	(1)公文書の適正な管理及び個人情報の保護及び、廃棄時には複数職員で文書の確認を徹底するよう職員に周知した。 (2)文書管理の適正管理を行い、再発防止を徹底します。特に文書廃棄時の点検を慎重に行い、複数確認を徹底する。 (3)当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。 (4)退職時の手続きについて徹底・確認する (5)ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める (6)事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 (7)個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 (8)当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行行情報セキュリティの遵守の徹底を行った (9)送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う (10)当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する	(1)当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。 (2)退職時の手続きについて徹底・確認する (3)ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める (4)事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。 (5)個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。 (6)当該業務の全指定管理者を対象に臨時の研修の実施、業務の手引きの改訂を行行情報セキュリティの遵守の徹底を行った (7)送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う (8)当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する (9)令和4年春から導入している e KOBE による電子届出への誘導を強化 する (10)複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底 (11)受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底 (12)個人情報が記載された文書の所外持ち出し禁止の 再度徹底 (13)郵送物を発送する際のダブルチェックの徹底 (14)受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底 (15)相手方に交付する書類(返却書類を含む)と、申請書およびダブルチェックのための内部書類とを別ファイルに入れ明確に区分けすることの徹底	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【追加】	(ガバメントクラウドにおける措置) データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	厚生労働省	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の業務移管に伴う軽微な修正のため
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	厚生労働省	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の業務移管に伴う軽微な修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	【追加】	(ガバメントクラウドにおける措置) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており, ISMAPにおいて, クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	デジタル庁 (旧内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室)	厚生労働省	事後	ワクチン接種記録システム (VRS) の業務移管に伴う軽微な修正のため
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	デジタル庁 (旧内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室)	厚生労働省	事後	ワクチン接種記録システム (VRS) の業務移管に伴う軽微な修正のため
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	【追加】	(ガバメントクラウドにおける措置) ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては, 当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については, 原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は, 国はクラウド事業者と契約する立場から, その契約を履行させることで対応する。また, ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は, 地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて, 疑義が生じる場合は, 地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	